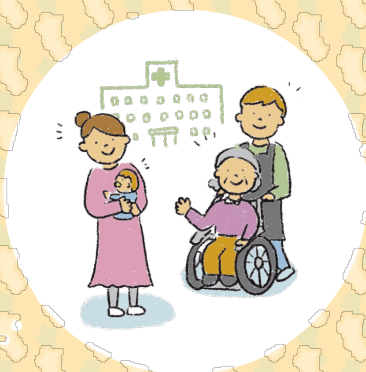
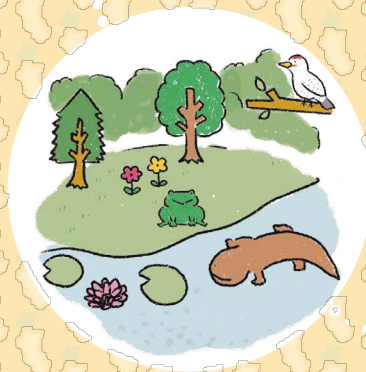




第 6 次 茨 木 市 総 合 計 画

前期基本計画



目次

前期基本計画

1 基本計画の内容	
(1) 基本計画の位置付け・構成	3
(2) 施策体系	4
(3) SDGs との関係	6
2 人口ビジョン	
(1) 人口動態の分析	7
(2) 将来推計	10
3 施策別計画	
将来像 1 健康・福祉	15
将来像 2 子育て・教育	33
将来像 3 文化・市民活動	42
将来像 4 安全・安心	56
将来像 5 産業・都市	65
将来像 6 環境	78
将来像 7 行財政運営	89
4 財政計画	
(1) 茨木市の財政の現状	99
(2) 財政見通し	102
(3) 将来を見据えた取組	106

前期基本計画

基本計画の内容

(1)基本計画の位置付け・構成

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組の内容、財政計画を示します。また、基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、「茨木市新しい地方経済・生活環境創生総合戦略」と位置付けます。(下記参照)

なお、施策ごとに評価を行い、施策と取組の進捗を管理します。

基本計画の構成は以下のとおりとします。

①人口ビジョン

計画の前提条件となる人口推計結果等を整理しています。

②施策別計画

基本構想で定めたまちの将来像別に、今後5年間の具体的な施策・取組の内容を定めています。

③財政計画

基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図るため、財政計画を定めています。

地方版新しい地方経済・生活環境創生総合戦略

国では、令和4年(2022年)12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定し、令和5年(2023年)度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「国総合戦略」という。)を新たに策定し、本構想の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性をいかしながら、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

本市においても、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、国総合戦略を踏まえて、平成28年(2016年)2月に「茨木市総合戦略」及び「茨木市人口ビジョン」を策定しました。また、基本目標、重要業績評価指標(KPI)^{※1}等を設定し、各種事業を実施してきました。

本市のデジタルの力を活用した地方創生の取組は、共創の視点を持って、あらゆる分野で取組を進める総合計画でこそ進めることができるものであり、本総合計画前期基本計画を「茨木市新しい地方経済・生活環境創生総合戦略」と位置付けます。

「まち・ひと・しごと創生法」第10条第2項に規定される記載事項として、第1号の目標及び第2号の基本的方向は、7つの将来像における各分野の施策全体を位置付けるものとし、第3号の具体的な施策は、基本計画の個別の施策を位置付けることとします。なお、数値目標及び重要業績評価指標(KPI)は、社会情勢に応じて、毎年度適正な指標を検討できるようにするため、別冊の総合戦略指標集により管理することとします。

※1 重要業績評価指標(KPI(Key Performance Indicator))

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことを言います。

基本計画の内容

(2) 施策体系

基本構想を実現するための各分野における施策体系は次のとおりです。各分野においてそれぞれの施策の充実・推進を図ります。

【各将来像の施策】		
【将来像1】	健康・福祉	地域福祉
		高齢福祉
		障害福祉
		健康づくり・地域医療
【将来像2】	子育て・教育	子育て
		教育
【将来像3】	文化・市民活動	生涯学習
		スポーツ
		文化芸術
		人権・ダイバーシティ
		つながり
【将来像4】	安全・安心	防災
		消防・救急
		防犯・消費者教育

【各将来像の施策】		
【将来像5】	産業・都市	交通
		産業・観光・労働
		都市計画
		住環境
【将来像6】	環境	脱炭素
		自然環境
		資源循環
		生活環境
【将来像7】	行財政運営	行政運営
		財政運営

基本計画の内容

(3)SDGsとの関係

SDGsがめざす『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、本市総合計画のめざすべき方向性と同様であり、総合計画の推進がSDGsの推進にも資するものといえます。また、SDGs及び総合計画は、いずれも単なる行政だけの目標ではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体が、目標を共有し、連携しながら一体となってめざすものです。

本基本計画の施策ごとにSDGsの17の目標を位置付け、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

■ 各施策とSDGsの目標との関係

番号	施策名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1	地域福祉	○	○	○					○		○	○					○	○
1-2	高齢福祉			○	○				○		○	○					○	○
1-3	障害福祉			○	○				○		○	○					○	○
1-4	健康づくり・地域医療	○	○	○							○							○
2-1	子育て	○	○	○	○	○					○						○	○
2-2	教育				○	○					○							○
3-1	生涯学習	○		○	○	○			○		○						○	○
3-2	スポーツ			○	○	○					○							○
3-3	文化芸術			○	○	○			○		○	○	○					○
3-4	人権・ダイバーシティ				○	○					○	○					○	○
3-5	つながり					○					○	○						○
4-1	防災					○					○	○		○				○
4-2	消防・救急					○						○						○
4-3	防犯・消費者教育	○		○								○	○					○
5-1	交通											○						○
5-2	産業・観光・労働	○	○	○		○			○	○		○						○
5-3	都市計画							○		○		○		○		○		○
5-4	住環境											○	○					○
6-1	脱炭素							○					○	○				○
6-2	自然環境						○							○	○	○		○
6-3	資源循環							○					○	○				○
6-4	生活環境			○			○					○	○		○			○
7-1	行政運営											○						○
7-2	財政運営											○						○

SDGs(Sustainable Development Goals)とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。



人口ビジョン

(1)人口動態の分析

①全体の傾向

第5次茨木市総合計画基本計画策定時(前期:2015年(平成27年)、後期(2020年(令和2年))と2024年(令和6年)の3月31日現在の住民基本台帳人口の比較では、4年間で総人口は3,024人(9年間で6,988人)の増となりましたが、年少人口(0～14歳)が1,738人(9年間で3,504人)減少し、老年人口(65歳～)が928人(9年間で6,712人)増加するなど、人口構造としては少子高齢化が進む結果となっています。

	2015年3月	2020年3月 (対2015年3月比)	2024年3月 (対2020年3月比)
総人口	278,741人	282,705人 +3,964人	285,729人 +3,024人
年少人口	41,650人	39,884人 △1,766人	38,146人 △1,738人
生産年齢人口	174,732人	174,678人 △54人	178,512人 +3,834人
65歳以上人口	62,359人	68,143人 +5,784人	69,071人 +928人

【資料:住民基本台帳】

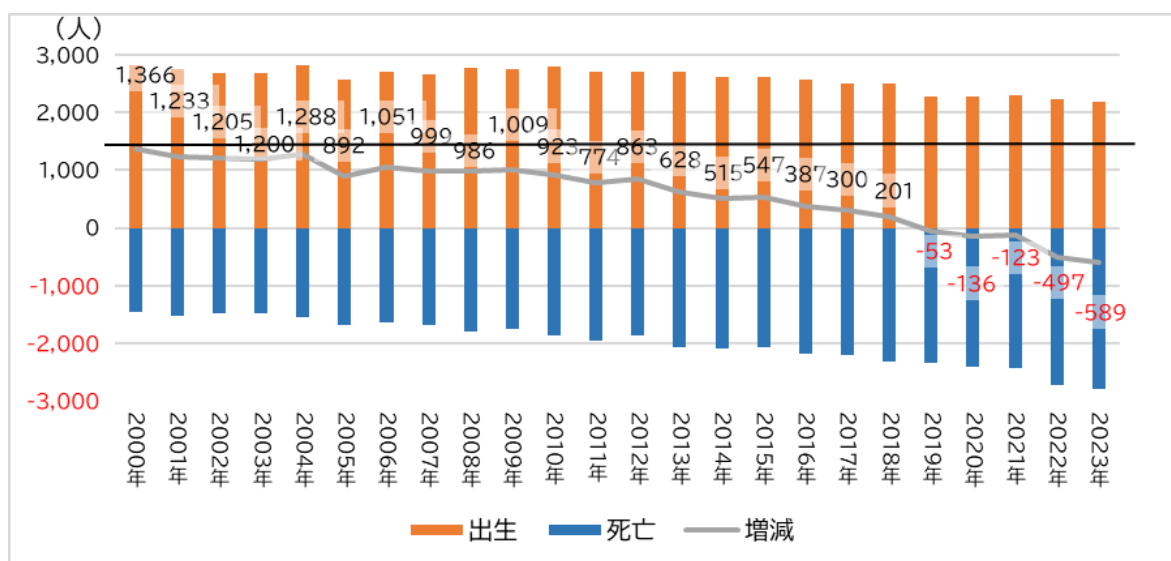
②自然動態

<出生数・死亡数>

出生数は、以前は年間2,600～2,700人前後で推移していましたが、この10年で減少傾向が続き、2019年(令和元年)には2,500人を下回り、その後2,200人前後で推移しています。一方、死亡数は増加傾向にあり、2022年(令和4年)には年間2,500人を超え、増加の一途をたどっています。

出生数から死亡数を差し引いた自然動態については、2010年(平成22年)までは概ね1,000人程度の自然増で推移していましたが、その後は急速な減少傾向が続き、2019年(令和元年)に自然減に転じ、2023年(令和5年)には500人を超える自然減となっています。

■ 茨木市の出生数・死亡数の推移

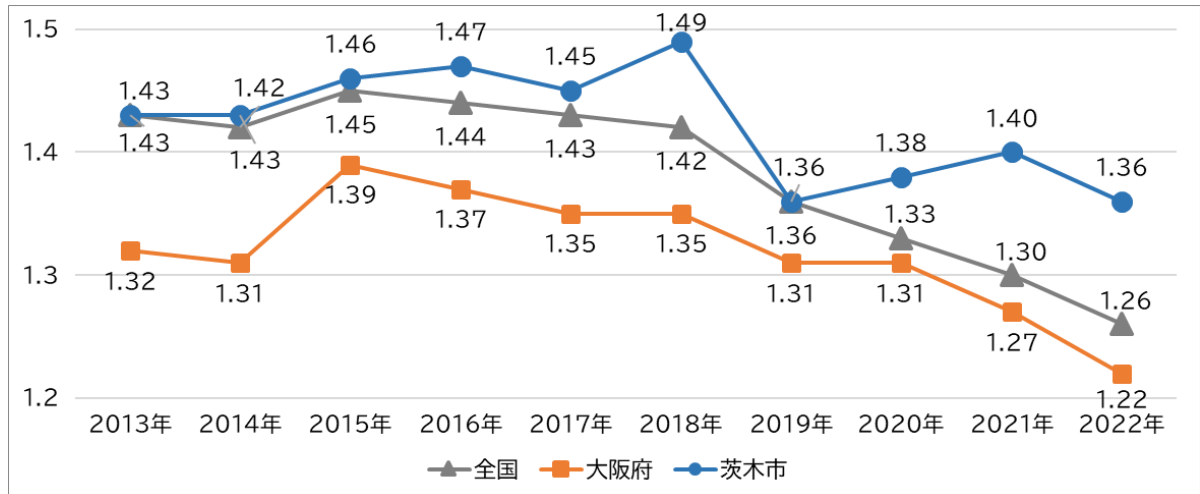


【資料:住民基本台帳】

<合計特殊出生率>

一人の女性が一生に産むこどもの人数を示す合計特殊出生率の推移を見ると、本市においては、2018年(平成30年)までは上昇傾向にありましたが、その後全国・大阪府と同様に落ち込んでいる状況となっています。また、全国平均、大阪府平均を概ね上回る結果となりましたが、横ばいから減少傾向を示しており、人口を保つために必要といわれている水準である2.07は大きく下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



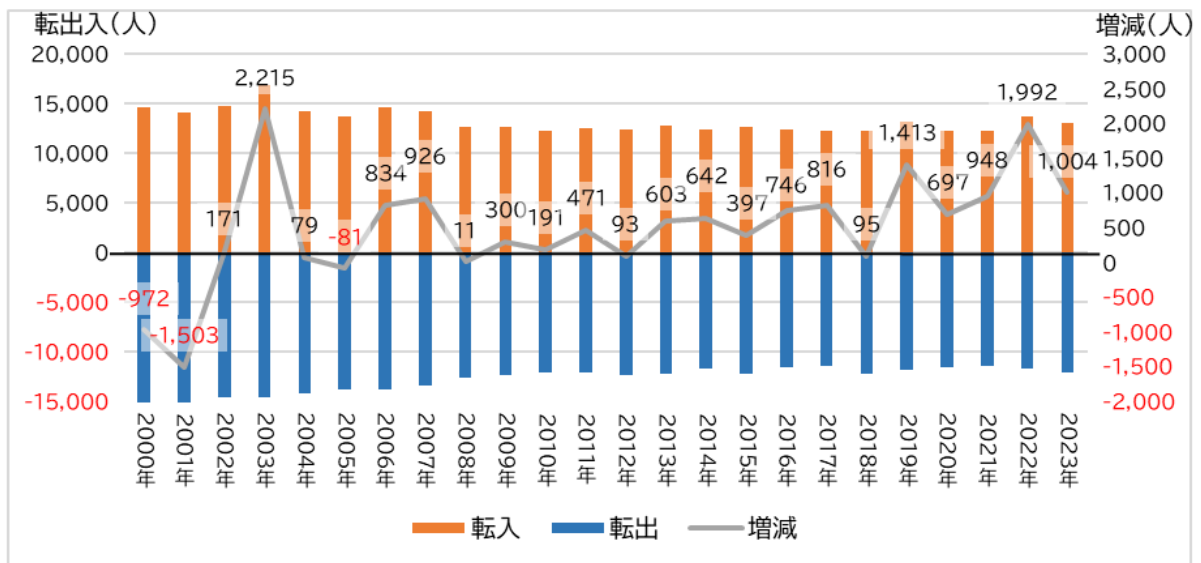
【資料:全国・大阪府は人口動態調査、市は人口動態調査をもとに独自算出】

③社会動態

<全般的傾向>

社会動態を見ると、2018年(平成30年)度に大阪北部地震の影響により少し落ち込みましたが、社会増の傾向が続いています。

■ 茨木市社会動態の推移

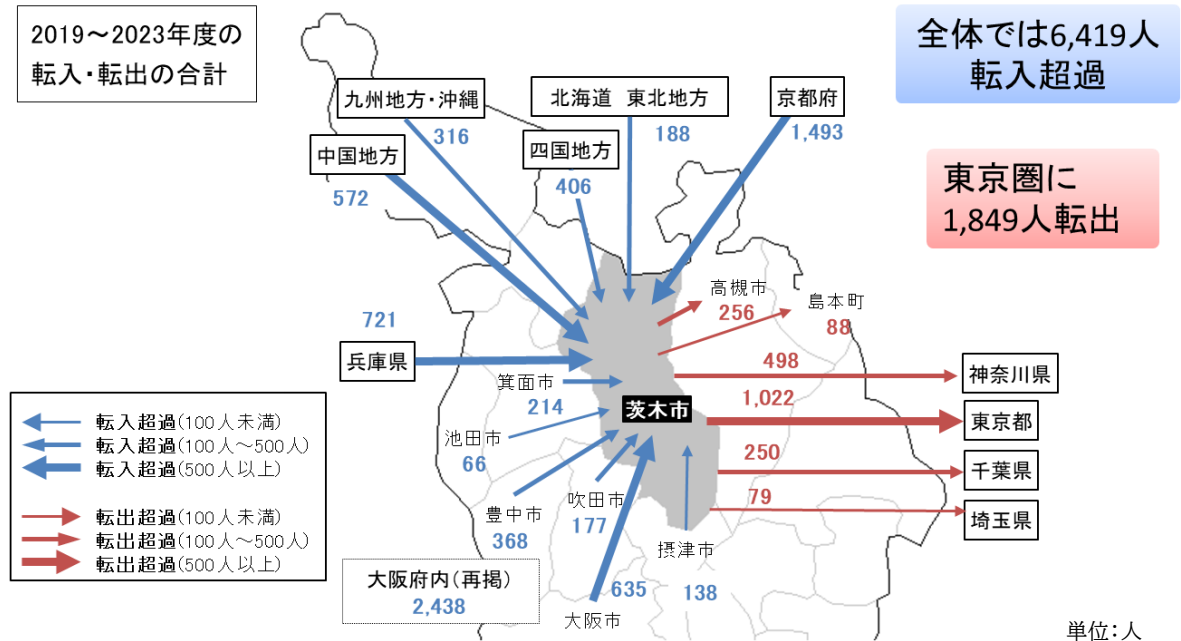


【資料:住民基本台帳】

<相手地域別>

直近の5年間(2019年(令和元年)度から2023年(令和5年)度)における地域別人口移動については、全体で6,419人転入超過となっています。社会増は拡大傾向にあり、大阪府内や西日本からは転入超過が続いていますが、東京圏へは、1,849人の転出超過となっており、東京圏への人口集中は継続しています。

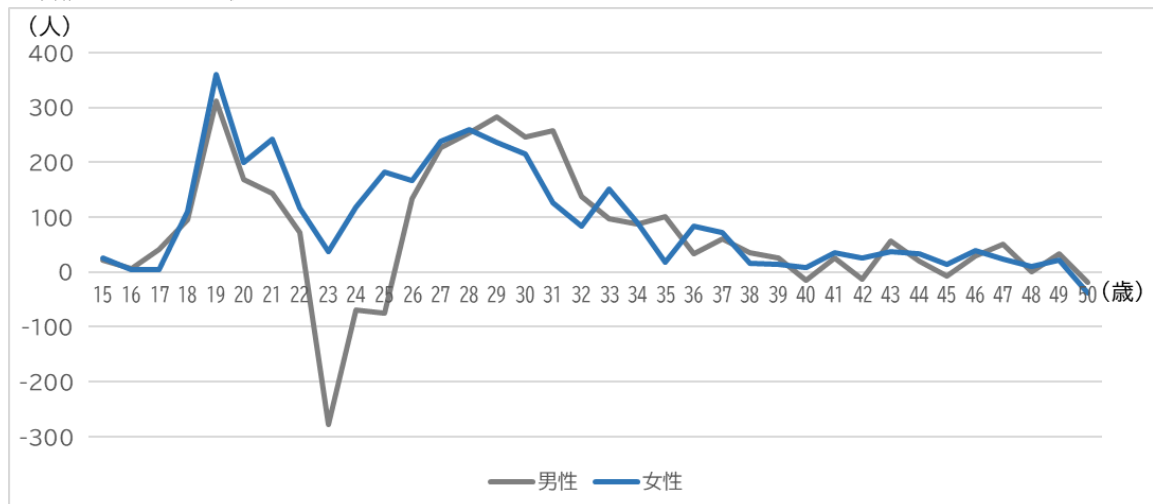
■ 地域別転出入の状況



<若年層の人口移動の状況>

次の図は、直近の5年間(2019年(令和元年)度から2023年(令和5年)度)における年齢別の社会増減の状況を、住民基本台帳に基づくデータで示したものです。男女ともに、大学入学時期である19歳での転入超過が最も多く、男性は就職時期である23～25歳で転出超過となっていますが、20歳代後半以降は男女ともに転入超過となっており、子育て世代の転入が多いことが要因と考えられます。

■ 年齢別社会動態の状況



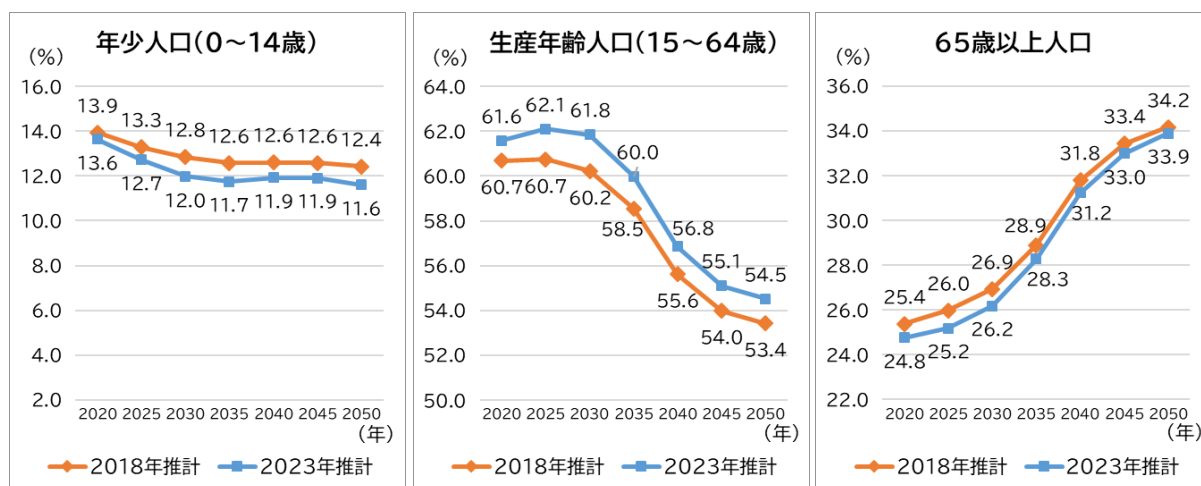
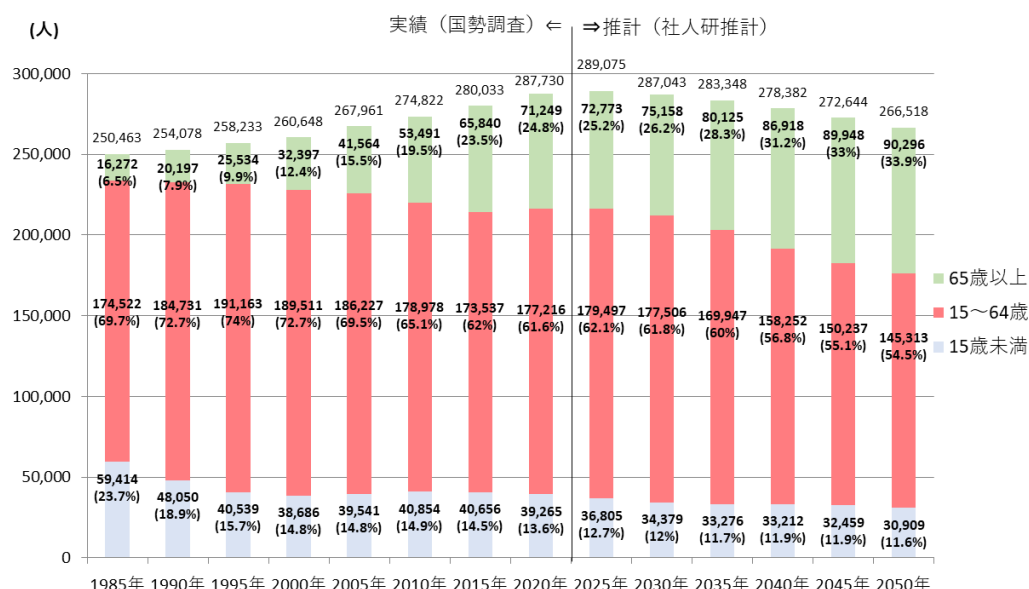
(2)将来推計

①総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、既に減少傾向にある国や府と異なり、住宅地開発や大学の学部の新設・移転などにより増加傾向にありましたが、2025年(令和7年)にピークを迎える見通しとなっており、ピーク人口は28.9万人と推計しています。その後、少子化等の影響により人口は減少し続け、2040年(令和22年)には27.8万人、2050年(令和32年)には26.7万人まで落ち込む見込みです。年齢3区分別人口では、本市は総じて15歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65歳以上の割合が低く推移していますが、2045年(令和27年)には概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。

前回推計との比較では、人口のピークは2025年(令和7年)と変わっていませんが、ピークの人口は0.5万人増加しています。また、年齢3区分別人口では、年少人口の割合が全国と同様に低くなっておりませんが、生産年齢人口の割合は増加しています。

■ 茨木市における推計人口の推移



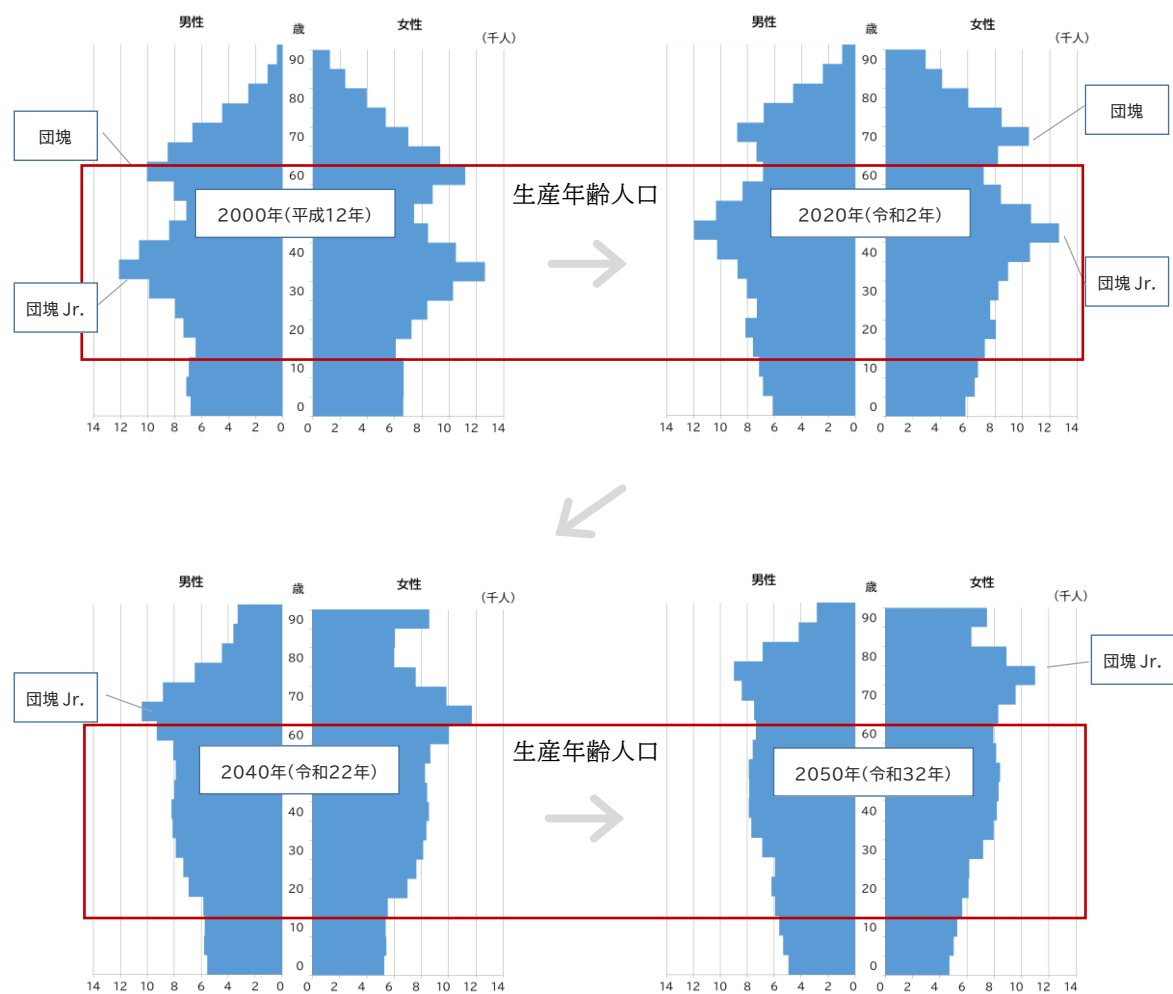
【資料：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計】

②人口ピラミッド

人口ピラミッドを見ると、「団塊の世代」と「団塊ジュニアの世代」の二つの山があり、それらが経年的に加齢することで、人口の年齢構造が変化していきます。

2000年(平成12年)時点では、「団塊の世代」と「団塊ジュニアの世代」がともに生産年齢人口に位置していましたが、2020年(令和2年)には「団塊ジュニアの世代」のみが生産年齢人口となり、2040年(令和22年)には「団塊ジュニアの世代」も65歳を迎え、高齢者の割合が一気に増える状況が想定され、より厳しい行財政運営を迫られる可能性があります。なお、前回推計との比較では、概ねの傾向は変わっていません。

■ 茨木市における年齢別人口の推移



【資料:2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計】

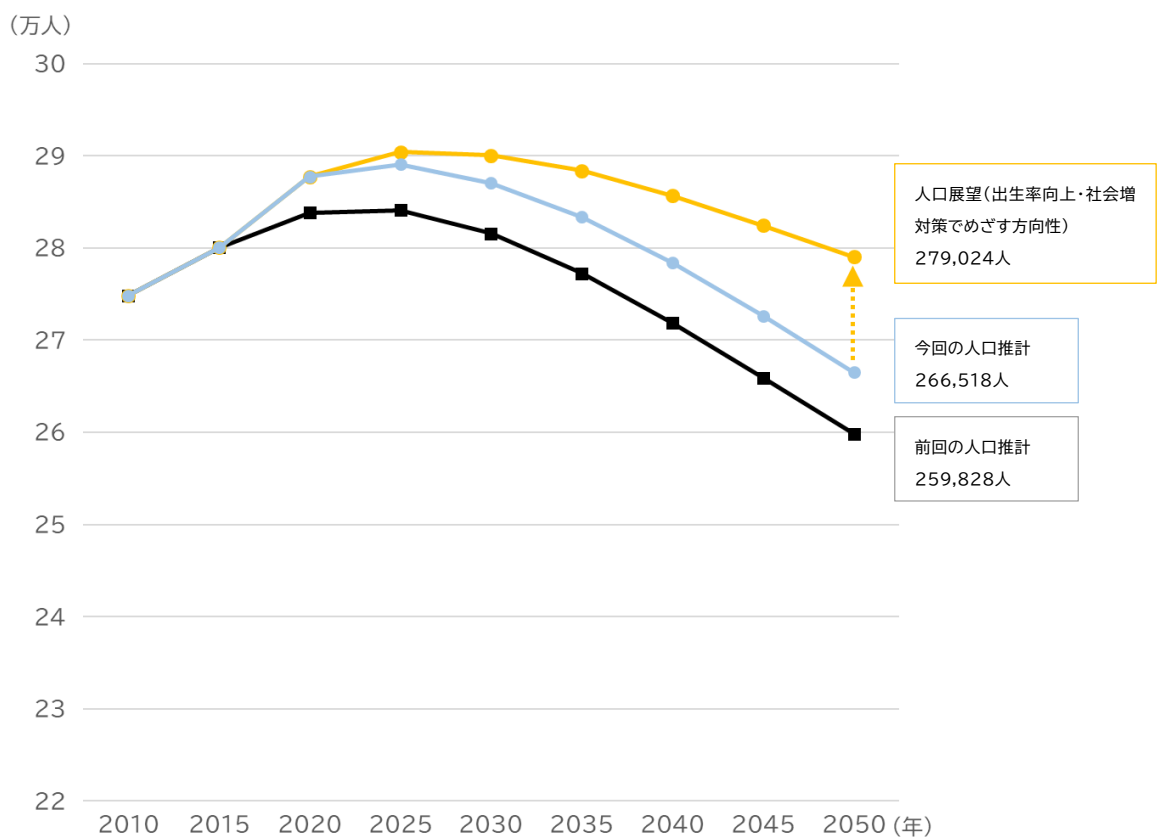
③将来人口の展望

このグラフは、前回の人口ビジョンにおける推計(黒線)と今回の推計人口(青線)と人口展望(オレンジ線:出生率向上・社会増対策をした場合の人口展望)とを比較しています。

前回推計と比較して、今回の推計では人口減少の割合は軽減されていますが、持続可能なまちづくりを進めるため、楽観視せずより一層の対策を進めることで、人口減少を抑制することをめざします。

また、人口減少社会においても、継続的な発展をしていくためには、まちづくりの担い手として関わる「活動人口」の創出・拡大が重要であり、多様な主体の「まちとの関わりしろ」を増やす「共創のまちづくり」を進めていきます。

■ 茨木市の人口展望



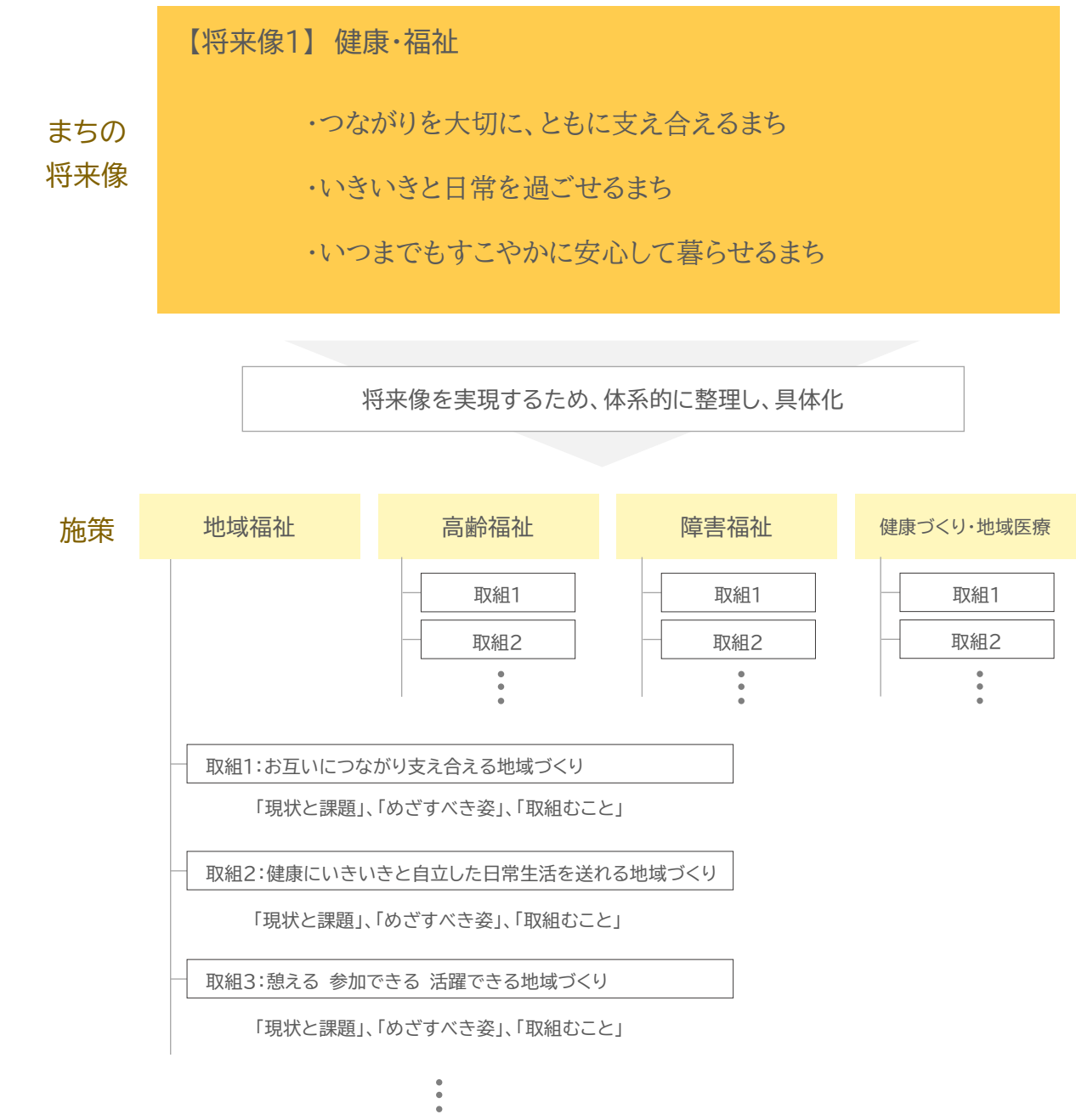
【資料:茨木市】

施策別計画

施策別計画について

基本構想にかかげる「まちの将来像」を具体化するための施策と取組を体系的に示します。
施策ごとに必要性と方向性を示し、次に取組ごとに現状と課題、めざすべき姿、市や多様な主体がともに取り組むことを示します。

＜イメージ＞ 健康・福祉の場合



1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-1	地域福祉
3	SDGsの位置付け	       	
4	施策の必要性	人口減少社会において、今後更に少子高齢化が進行し、担い手の不足により、現在の地域社会や支援体制(サービス提供体制)の持続が困難になっていくことや、最低限度の生活を維持することが困難な世帯の増加が予想されます。 地域社会や支援体制を持続可能なものとし、更に包括的な支援体制へと発展させるためには、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、担い手を増やし、維持し、それぞれがともに協力して取り組むことで、地域活動の活性化を図る必要があります。また、生活保護制度をはじめとしたセーフティネットの制度を適切に実施することが重要です。	
5	施策の方向性	複雑化、複合化する多様なニーズに対し、重層的な支援体制のもと包括的に伴走するとともに、市民や団体、事業者等が主体的に協働して活躍できるよう支援することにより、お互いが支え合える地域共生のまちづくりをめざします。 また、支援を必要とする市民に対し、様々なサービスの適切な提供や、生活保護の適切な実施などにより、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。	
6	施策内の取組	1-1-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(地域福祉)
		1-1-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(地域福祉)
		1-1-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(地域福祉)
		1-1-4	一人ひとりの権利の尊重(地域福祉)
		1-1-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(地域福祉)
		1-1-6	持続可能な社会保障の推進(地域福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		地域福祉計画	
8	主な関連法律(※)	社会福祉法、民生委員法、更生保護法、生活困窮者自立支援法、孤独・孤立対策推進法、成年後見制度利用促進法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、生活保護法	

※ 法律の名称は、正式名ではなく略称(通称)で表記しているものもあります。

2 各取組の内容

1	取組番号	1-1-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	地域共生のまちづくりをめざして、包括的支援体制整備 ^{※1} を進めてきました。支援を必要とする人が抱える課題は更に複雑化・複合化する傾向にあります。また、地域福祉活動の担い手不足や各活動の周知が課題です。相談支援体制の継続性、関係機関や地域住民との連携、地域での活動に取り組みやすい環境整備が必要です。
4	めざすべき姿	各小学校区における発見・相談・見守り体制等の強化とネットワークの整備、地域住民が地域課題に気づき、共感できるような地域づくりができています。 また、民生委員・児童委員や更生保護関係団体等、地域で活躍する関係機関・団体の活動支援を行うことで、お互いにつながり支え合える地域づくりができています。
5	取組むこと	地区保健福祉センターと関係機関や地域住民等の連携による、包括的な支援体制に基づく見守り体制やつなぎ機能の強化を行います。また、地域福祉活動、民生委員・児童委員活動、更生保護活動等の支援と推進に取り組みます。
1	取組番号	1-1-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	社会情勢等の変化により、生活困窮者からの相談内容が複雑化、複合化、多様化しています。実効性のある支援を実施するために、市の窓口だけではなく、他の支援機関との連携強化などを行うことにより、相談支援体制の整備や就労支援対象者、支援プランの作成件数を増やす必要があります。
4	めざすべき姿	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制が充実しています。
5	取組むこと	生活困窮者の早期発見・早期支援を行うために、生活困窮者に対する自立に向けた各種支援を実施し、就労の体験や訓練を活用した就労準備支援を推進します。さらに、こどもの学習・生活支援事業も推進し、全庁的な実施体制を確立していきます。

1	取組番号	1-1-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	地域でのボランティア活動や福祉活動、地域福祉活動の拠点づくりについて支援を行いました。担い手不足が課題であり、人材の育成とともに、憩える、参加できる場や活躍の機会の創出が必要です。
4	めざすべき姿	地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍できる環境づくりが進んでいます。また、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりができています。
5	取組むこと	地域で活躍できる人材の育成、地域の交流・活動拠点づくりの推進、生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり、多様な働き方の場の創出等に取り組みます。
1	取組番号	1-1-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(地域福祉)
3	現状と課題	権利擁護推進にかかる取組を進めてきました。成年後見制度 ^{※2} の周知と総合的な権利擁護支援のあり方等について検討する必要があります。
4	めざすべき姿	認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階から相談体制の整備、及び意思決定支援・身上保護を重視した支援体制が構築されています。
5	取組むこと	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、成年後見制度利用の促進、権利擁護の担い手の育成・活動の推進等に取り組みます。

1	取組番号	1-1-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(地域福祉)
3	現状と課題	福祉に関する施策や事業に関する各種情報について様々な媒体を活用して情報提供を行いました。災害時の対応としては、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、大阪北部地震の際に安否確認に活用しました。情報提供の方法や仕組みに課題があるほか、災害時には役割分担や「個別避難計画 ^{※3} 」作成をどのように進めるかが課題です。
4	めざすべき姿	市が実施する事業等について、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実が図られています。また、地域との連携を通じて、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みの整備、防犯意識の普及、犯罪や非行が起こらない地域づくりができています。
5	取組むこと	分かりやすい情報提供の仕組みづくり、多様な情報提供手段の活用、災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実、地域防犯活動の充実等に取り組めます。
1	取組番号	1-1-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(地域福祉)
3	現状と課題	生活保護受給世帯は、概ね横ばいで推移していますが、高齢化社会のさらなる進行にともない、今後も生活困窮高齢者の増加が予想されます。また、要保護者の抱える問題は多様化しており、社会の変化に応じた適切な生活保護制度の運用が求められています。福祉サービス等の普及とサービス提供基盤の充実を図ってきましたが、サービス提供基盤の質・量の確保や人的資源の不足等、サービス利用者への社会保障の持続可能性が課題です。
4	めざすべき姿	支援を必要とする要保護者には適切に生活保護を実施し、だれもが安心して生活ができるよう、最後のセーフティネットとしての役割を果たし、適正・公正な制度運営が図られています。また、福祉サービス等の制度が持続可能なものとなるよう適正な運営を図るとともに、サービスの質、サービス提供基盤の確保ができています。
5	取組むこと	生活保護制度の理念に基づき、受給者に必要な支援を適正に実施します。生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、健康の保持・増進や就労に関する支援等個別の状況に応じた細やかな支援を実施します。また、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対し、継続的に指導監査し、法令や基準を周知徹底することで、サービス事業者が主体的に法令遵守及びサービスの質の向上に取り組むよう支援するとともに、第三者評価の受審促進に努めます。

※1 包括的支援体制

地域住民や支援機関などによる相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決を目的とする支援が包括的に提供される体制です。

※2 成年後見制度

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法的に支援する制度です。

※3 個別避難計画

災害時避難行動要支援者名簿の登録者について、災害時の避難先、避難方法、避難支援を行う人等をあらかじめ個別に決めておく計画です。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-2	高齢福祉
3	SDGsの位置付け	      	
4	施策の必要性	高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に加え、認知症高齢者も増加傾向にあり、医療や介護が必要な高齢者が増加しています。 そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、全ての世代が相互に支え合い、高齢になっても健やかに暮らすことのできる地域づくりと、介護保険サービス等が適切に提供される基盤整備が求められています。	
5	施策の方向性	高齢者が、住み慣れた地域や住まいで安心して自立した生活が送れるよう、<u>地域包括ケアシステム※1</u>を推進します。 また、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、生きがいづくりや社会参加を支援していく施策を推進するとともに、地域密着型サービスの整備をはじめ、介護給付の適正化や介護サービス事業者等の質の向上への支援など、健全で安定した高齢者福祉施策と介護保険事業の運営に取り組みます。	
6	施策内の取組	1-2-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(高齢福祉)
		1-2-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-4	一人ひとりの権利の尊重(高齢福祉)
		1-2-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(高齢福祉)
		1-2-6	持続可能な社会保障の推進(高齢福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		高齢者保健福祉計画	
		介護保険事業計画	
8	主な関連法律	老人福祉法、介護保険法、高年齢者雇用安定法、認知症基本法、高齢者虐待防止法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-2-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢化の進展に伴い、認知症をはじめ、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者世帯も多く、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が一体的かつ適切に提供され、様々な主体が連携し、包括的に支援する体制を確立する必要があります。
4	めざすべき姿	地域包括支援センター等が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域における相談や支え合いの体制が充実しています。
5	取組むこと	地域における相談を充実させるために地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。また、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を行うとともに、在宅医療と介護を一体的に提供するために病院、薬局、介護関係者等の連携体制の推進等に取り組みます。さらに「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえた認知症施策の推進に努めます。
1	取組番号	1-2-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、フレイル※2の予防や要介護状態からの自立支援及び重症化防止に向けた取組を進めています。今後、支援の必要な高齢者が増えると予測されていることから地域の多様な組織団体、また住民と協力し、健康づくりや、生きがいづくり、日常生活の支援など、地域の実情に応じた総合的な地域づくりの推進が必要です。
4	めざすべき姿	生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るための専門的な支援が提供できる体制整備ができています。
5	取組むこと	地域において住民が主体となり、生涯を通じた健康づくりと認知症・フレイル予防、重度化防止等の取組が広がるとともに、高齢になっても自立した日常生活が送れるよう、また、家族介護者の負担の軽減を図るため、多様な生活支援サービスを提供します。

1	取組番号	1-2-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者の地域活動・社会参加・就労・生涯学習支援等の事業、身近な「居場所」の整備、こどもや高齢者が世代を超えて交流できる事業、高齢者の多様なニーズに応じた働き方の実現に向け、地域活動の担い手の確保を含め、引き続き取組を進めることが求められています。
4	めざすべき姿	住民主体のサービスの充実、地域支え合い機能の強化を進めるため、高齢者の「居場所と出番」のさらなる創出・充実ができています。
5	取組むこと	高齢者の地域活動・社会参加の推進、生涯学習の支援、身近な「居場所」の整備、世代間交流の取組の支援、「働く場」の創造等を通じた「居場所と出番」の創出・充実を進めるとともに、地域活動の担い手の養成に取り組めます。
1	取組番号	1-2-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(高齢福祉)
3	現状と課題	高齢者への虐待防止に向けて、市民への啓発活動を行うとともに、相談、支援及びネットワークの充実に努めています。虐待対応については、関係機関と連携し、迅速な対応に努めていますが、虐待の発生には様々な要因が根底にあり早期解消が困難な場合も多いため、対象世帯の状況に応じた解決策の提案や制度利用の働きかけを行い、細やかな対応を心がける必要があります。
4	めざすべき姿	高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見と見守り体制の充実にに向けた取組が進んでいます。
5	取組むこと	虐待の早期発見と見守り体制を充実させるために、広く市民へ啓発活動を行うとともに、地域住民や関係機関からの通報に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。また、関係機関との連携協力体制を強化するため、引き続きネットワークづくりに取り組めます。

1	取組番号	1-2-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(高齢福祉)
3	現状と課題	ひとり暮らし高齢者や高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう引き続き、災害時における支援体制の強化をはじめ、医療や介護サービス、住まいに関する積極的な情報発信等の取組を進めるとともに、世代間における情報格差の解消を図るため、高齢者のICT機器・技術の活用を一層進める必要があります。
4	めざすべき姿	災害等の緊急時に本市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制や発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制が整備されています。
5	取組むこと	非常時に備えた体制の強化や介護サービス情報の公表制度を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせる環境の充実や居住の安定に係る支援を、民間事業者等と協力し進めます。また、地域の様々な場所や機会を通じて、高齢者のICT機器の活用推進に取り組み、情報格差の解消を図ります。
1	取組番号	1-2-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(高齢福祉)
3	現状と課題	医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少を続けており、持続可能な介護保険制度を維持することが求められています。そのため、介護サービスを支える人材の育成や質の確保、介護基盤の整備が必要です。
4	めざすべき姿	社会保障制度(介護保険制度)の公正・適正・円滑な運営が図られています。
5	取組むこと	介護保険事業の適正かつ円滑な運営に資するため、地域の実状に応じた介護サービス基盤の整備や、質の高い介護サービスの安定的な提供に努めるとともに、引き続き、介護給付の適正化に取り組みます。

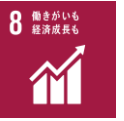
※1 地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスが包括的に提供される支援体制です。

※2 フレイル

加齢や疾患等による心身の機能が低下し、要介護になる手前の段階であり、将来、要介護になるリスクが高い状態のことです。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-3	障害福祉
3	SDGsの位置付け	      	
4	施策の必要性	障害者の増加及びニーズの多様化等により、介護や訓練等のサービスを必要とする対象者が増加しています。障害者基本法、障害者総合支援法等関連法令の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりを推進し、地域でともに支え合う、持続可能な地域共生社会の構築を実現させる必要があります。	
5	施策の方向性	全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を行います。 施策の実施にあたっては、人口減少社会が進行する中においても限りある社会資源で障害者への支援体制及び地域共生社会が持続可能なものとなるよう、適正に障害福祉制度を運営するとともに、障害者が自らの力を可能な限り発揮できる支援と環境づくり、市民・団体・事業者等による主体的な活動や交流を通じた障害への理解や合理的配慮^{※1}の促進、多様な担い手の参画促進を行います。	
6	施策内の取組	1-3-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(障害福祉)
		1-3-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(障害福祉)
		1-3-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(障害福祉)
		1-3-4	一人ひとりの権利の尊重(障害福祉)
		1-3-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(障害福祉)
		1-3-6	持続可能な社会保障の推進(障害福祉)
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		障害者計画	
		障害福祉計画	
		障害児福祉計画	
8	主な関連法律	障害者基本法、児童福祉法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害者優先調達推進法、障害者文化芸術推進法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-3-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	地域共生社会実現のため、障害福祉に係るネットワーク構築を行ってきましたが、活動が充実する一方で関係機関の負担が増加しており、持続可能性に課題があります。担い手の充実や様々な主体の交流を促し、障害への理解を進める取組が必要です。
4	めざすべき姿	全ての人が支え合う地域共生社会が持続可能なものとなるよう担い手の充実や、交流を通じて障害のある人となない人の相互理解の促進が進んでいます。
5	取組むこと	おにクル、障害福祉センターハートフル等の各拠点を活用し、障害への理解促進や障害のある人となない人の交流促進に取り組みます。 障害福祉分野の担い手の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会の運営について、より効率的、効果的な運営をめざし、関係機関の負担を軽減して持続可能なネットワークとなるよう取り組みます。
1	取組番号	1-3-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	本市では、各種相談支援機関を整備し、地域での包括的な相談支援体制を図ってきましたが、担い手となる機関の負担が増え、持続可能性が課題となっています。 また、障害者が地域生活を継続できるよう障害福祉サービス等の基盤整備を図ってきましたが、個別性の高いニーズへ対応できる基盤整備や、障害福祉サービス以外の様々な社会資源の活用も課題です。さらに、障害の有無にかかわらず、全てのこどもがともに成長できるよう、 <u>インクルージョン</u> ※2を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	障害者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、不足していると考えられるサービス基盤が充実しています。また、障害児通所支援等の利用により、地域の保育、教育等の支援を受けることができる地域支援体制が構築できています。
5	取組むこと	障害者、障害児が住み慣れた地域での生活を継続できることをめざし、障害福祉サービス等の提供基盤の充実や、それ以外の様々な社会資源も活用できるよう相談支援体制等の充実に向けて取り組みます。 また、保育所等訪問支援等の活用を図りながら、インクルージョンを推進します。

1	取組番号	1-3-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	障害者が地域生活を継続する上で必要なこととして、就労と職場定着を挙げる人が多く、様々な制度の整備が図られていますが、雇用、職場環境には課題があります。 また、文化芸術、スポーツその他の余暇活動については、従来から推進してきましたが、機会や場が不足していることが課題です。おにクル、障害福祉センターハートフル等の活用を促進し、障害者の社会参加を図る必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の自立と社会参加に向け、就労を希望する障害者が、就労し、働きつづけられる環境が充実しています。 また、障害者自身の生活と、社会を豊かなものにする文化芸術・スポーツ等を通じ、障害者の社会参加の促進が進んでいます。
5	取組むこと	障害者雇用や働きやすい環境づくりに対する企業等の理解、合理的配慮の促進、就労拡大に向けた支援体制の充実等、障害者の社会参加及び収入の増加に取り組みます。 文化芸術、運動・スポーツ等を通じた社会参加が活発になるよう、環境づくりや主体的な活動の促進に取り組みます。
1	取組番号	1-3-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(障害福祉)
3	現状と課題	「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知、啓発に取り組んできましたが、十分に市民等に浸透するには至っていないことが課題です。地域共生社会をめざすには市のみならず、市民を始め、市民活動団体、事業者、教育機関等が主体的に障害者の権利が尊重されるよう取り組む必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の人権が尊重される差別のないまちづくりの推進が図られています。
5	取組むこと	障害理解の推進、障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上や、障害者虐待の防止を図るなど障害者の権利擁護に取り組みます。また、教育の場等での障害理解教育の推進に取り組みます。

1	取組番号	1-3-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(障害福祉)
3	現状と課題	障害者への情報保障は、ICTの発展により進んだと考えられる一方、情報格差という新たな課題が生じています。 また、バリアフリー化による安全・安心のまちづくりとともに、災害発生時における障害者の避難など、防災を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策 ^{※3} が進んでいます。また、障害者が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりや、環境づくりが進んでいます。
5	取組むこと	障害者への情報保障として、オンライン申請等のICTの活用を図るとともに、情報格差の解消や読書バリアフリーなどの取組、手話奉仕員の養成等コミュニケーションの充実に取り組みます。 また、市内のバリアフリー、心のバリアフリー化の取組や、障害特性に応じた情報提供の充実、避難行動要支援者の避難支援に取り組みます。
1	取組番号	1-3-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(障害福祉)
3	現状と課題	障害福祉サービス等の普及とサービス提供基盤の充実を図ってきましたが、障害者の地域生活を支える自立支援給付等の適正化、サービス提供基盤の質・量の確保や人的資源の不足等、障害者への社会保障の持続可能性が課題です。
4	めざすべき姿	障害福祉サービス等の制度が持続可能なものとなるよう、適正な運営を図るとともに、サービスの質、サービス提供基盤の確保ができています。 また、市立の障害福祉施設については、施設の老朽化、社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえて活用されています。
5	取組むこと	持続可能な障害福祉サービス等の制度の運営に取り組むとともに、障害福祉サービス事業者への指導監査を通じたサービスの法令遵守、質の向上の促進を図り、人材育成の取組を行います。 また、茨木市公共施設等マネジメント基本方針等を踏まえ、最適な施設活用に向けて取り組みます。

※1 合理的配慮

障害のある人のくらしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、過重な負担にならない(大変すぎない)範囲の中で必要な工夫や手助けなどをすることです。

※2 インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み支え合うことです。

※3 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策

障害の有無に関わらず、誰でも必要とする情報を取得・利用でき、円滑な意思疎通を図れるよう支援するための施策です。

1 施策の概要

1	将来像	1	健康・福祉
2	施策	1-4	健康づくり・地域医療
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	少子高齢化や社会の多様化が進展する中、生活習慣や食生活の改善などを進めることにより、健康づくりと食育の取組を総合的に推進する必要があるほか、自殺は大きな社会問題であり、その対策を推進する必要があります。また、市民が将来にわたり地域で安心して暮らしていけるよう、地域医療体制の充実をはじめ、感染症を含む有事の際の対策や、予防接種の機会の確保に努めることが求められているほか、持続可能な安定した社会保障制度の運営に努めていく必要があります。	
5	施策の方向性	市民が心身ともに健康で、いきいきとした日常生活を送れるよう、各種健診の受診体制の充実や、地域での保健活動などを通じて市民の健康増進や食育を推進するほか、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、自殺対策を総合的に推進します。また、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、より一層、医療と介護の連携を進めるとともに、救急医療をはじめ、新興感染症や災害発生時などの有事に備えた、医療提供体制の確保に努めるとともに、地域医療の充実を推進します。さらに、引き続き、保険給付の適正化や保険料収納率の向上を図り、持続可能な全世代対応型の社会保障制度の推進に努めます。	
6	施策内の取組	1-4-1	お互いにつながり支え合える地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-2	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-3	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-4	一人ひとりの権利の尊重(健康・食育、自殺対策)
		1-4-5	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
		1-4-6	持続可能な社会保障の推進(健康・食育、自殺対策)
		1-4-7	感染症予防対策の推進
		1-4-8	地域医療の充実
		1-4-9	国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営
7	分野別計画等	総合保健福祉計画	
		健康いばらき21・食育推進計画	
		いのち支える自殺対策計画	
		新型インフルエンザ等行動対策計画	
		国民健康保険保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画	
8	主な関連法律	健康増進法、地域保健法、食育基本法、自殺対策基本法、医療法、介護保険法、高齢者医療確保法、予防接種法、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、国民健康保険法	

2 各取組の内容

1	取組番号	1-4-1
2	取組名	お互いにつながり支え合える地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	心身の健康を保持・増進し、「生活の質」の向上を図るため、社会とのつながりや多様な主体で連携した食育の取組を促すとともに、こころの健康の維持及び向上に関する取組を推進する必要があります。 また、自殺対策については、様々な社会的要因を踏まえ、関連施策との有機的な連携を強化する必要があります。
4	めざすべき姿	市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携が推進できています。
5	取組むこと	心身の健康を保持・増進するため、保健医療センターや地区保健福祉センター等の身近な場所での健康相談を実施します。また、食育推進ネットワーク※ ¹ における食育推進運動など、多様な主体と連携した食育の取組に努めます。 自殺対策については、関係各課の連携を図りつつ、一人ひとりの状況を十分に把握した上で、引き続き、個々の社会的要因などの軽減や、各相談窓口等における適切な対応に努めるとともに、民間団体等と協働し、効果的・効率的な対策を推進します。
1	取組番号	1-4-2
2	取組名	健康にいきいきと自立した日常生活を送れる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	医療や介護サービスの需要が増大するなか、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小をめざし、茨木市三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)等の関係機関と連携し、予防・健康管理等に取り組む必要があります。 また、市民一人ひとりが自身の心理的負担(ストレス)に気づき、ストレスとうまく付き合い軽減できるように、こころの健康づくりを推進する必要があります。
4	めざすべき姿	生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制が整備できています。
5	取組むこと	栄養・食生活をはじめ、身体活動・運動の重要性や、飲酒・喫煙等に関する正しい知識の周知・啓発の取組を進めるとともに、生活習慣の改善や、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進します。 また、茨木市三師会などの関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する周知・啓発の取組を進めるとともに、各種健(検)診後の支援に努めます。 自殺対策について、ストレスへの適切な対応についての普及啓発に加え、こころの健康相談などを通じ、市民のこころの健康づくりを推進します。

1	取組番号	1-4-3
2	取組名	憩える 参加できる 活躍できる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	市民が自主的に健康づくりに取り組むことができるように、地域の関係機関や企業等と連携した取組を進めるとともに、健康づくりの場や機会の拡大に努める必要があります。 地域住民や関係機関・団体等が自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくための取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組めます。
5	取組むこと	健康づくりに取り組む地域の関係機関や企業等と連携し、市民の主体的な健康づくり活動や、運動が気軽にできる機会の創出に努めるとともに、多様な暮らしに対応した豊かな食体験につながる取組を進めます。 地域におけるゲートキーパー※2養成を進め、引き続き、自殺対策の一助となる取組を進めます。
1	取組番号	1-4-4
2	取組名	一人ひとりの権利の尊重(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	ライフコースアプローチ※3を踏まえ、性別や年代により特性が異なる健康課題を考慮し、人の生涯を経時的にとらえた「誰ひとり取り残さない健康づくり」を推進する必要があります。 若年層の死因に占める自殺の割合は高く、関係機関が連携したきめ細やかな取組が求められています。
4	めざすべき姿	お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努め、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげることができています。
5	取組むこと	幼年期から高齢期に至るまで、それぞれ特有の健康課題に対する取組や、「4つのT※4」を通じた食育の取組を進めます。 こどもや若者が自殺に追い込まれることのないように、こどもの自殺対策緊急強化プランを踏まえ、関係機関が連携し、きめ細かな取組を推進します。

1	取組番号	1-4-5
2	取組名	情報を活かして、安全・安心に暮らせる地域づくり(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	健康や食の安全・安心等に関する情報の発信や、生産から消費までを通じた食育の推進が求められています。 自殺対策については、国や府の調査・分析結果に基づき、地域レベルの実践的な取組や、市民一人ひとりの気付きと見守りを促す啓発を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりができています。
5	取組むこと	健康や食の安全・安心等に関する情報について、様々な媒体を通じた周知・啓発の取組を推進するとともに、地場産物・国産食材の活用や、環境に配慮した食生活のための情報提供に努めます。 自殺対策については、各機関の調査・分析結果を基に、地域の実情に応じた様々な分野のネットワークや関係機関・団体等との連携と協力を推進します。
1	取組番号	1-4-6
2	取組名	持続可能な社会保障の推進(健康・食育、自殺対策)
3	現状と課題	疾病予防や健康増進など公衆衛生に関する施策を推進することにより、持続可能な社会保障制度を推進する必要があります。 自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、関係機関等と連携し必要な相談支援等の取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生)の公正・適正・円滑な運用が図られています。
5	取組むこと	様々な疾病予防や健康づくりの取組を通じ、引き続き、生活習慣病の発症予防や重症化予防などに努めます。 自殺の危険性の高い方など、必要に応じて精神科医療につなぐなど、一人ひとりの問題に対して適切な対応ができるよう、関係機関等の連携を深めます。

1	取組番号	1-4-7
2	取組名	感染症予防対策の推進
3	現状と課題	新興感染症や既知の感染症の再興も想定される中、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国・府・医療機関等と適切な役割分担のもと、感染症対応力の向上を図る必要があります。
4	めざすべき姿	平時から関係機関等と連携・協力体制を維持し、新興感染症のまん延防止の備えができています。 また、感染症に関する定期的な情報発信や注意喚起を行うなどにより、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を持ち、必要な備えを進め、適切に対応することができるようになっていきます。
5	取組むこと	新興感染症の発生及びまん延に備え、国・府・医療機関等と適切な役割分担のもと、平時から連携・協力体制の維持に努めるとともに、各種予防接種の接種機会を確保するほか、新型インフルエンザ等行動計画の見直しを含め今後の健康危機管理の対策に努めます。
1	取組番号	1-4-8
2	取組名	地域医療の充実
3	現状と課題	本市の入院・外来患者は、今後も増加する見込みであり、特に高齢者に多い疾患の医療需要が増加すると考えられるため、地域医療の充実がより重要となっています。また、小児を含む救急医療に対応する地域医療体制の充実が課題となっています。
4	めざすべき姿	将来の人口及び患者数の動向や府医療計画等を踏まえ、市民が将来にわたり地域で安心して暮らせるまちの実現のため、医療提供体制が維持・確保できています。
5	取組むこと	在宅医療に必要な連携の拠点を担うとともに、積極的役割を担う医療機関等と連携を図りながら、その推進に努めます。 また、有事(災害、感染症)の際の医療提供体制の確保を図るほか、病院誘致等の取組を進めるとともに、国、府の動向を踏まえながら、地域医療体制の充実に努めます。

1	取組番号	1-4-9
2	取組名	国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営
3	現状と課題	人口の減少や超高齢社会において、国による持続可能な全世代対応型の社会保障制度構築にかかる法改正等への適切な対応に努め、被保険者の利便性や医療保険制度の安定的な運営を図る必要があります。
4	めざすべき姿	医療保険制度の適切な運営と財政の安定化に寄与する取組により、被保険者の利便性や安心の確保、健康の保持ができています。
5	取組むこと	身近な窓口として、電子申請の推進等により利便性の向上を図るとともに、業務委託等を活用しながら、保険料収納率の向上を図り、効率的で安定した財政運営に努めます。

※1 食育推進ネットワーク

高校、大学や、食に関わる市内の関係機関及び団体等が、相互に食に関する情報共有及び意見交換を行い、連携・協働による取組を推進するとともに、自主的な活動を促進することを目的とする組織です。

※2 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人の事で、「命の番人」とも位置付けられています。

※3 ライフコースアプローチ

乳幼児期、壮年期といった各ライフステージのみに着目した健康づくりではなく、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえ、どのような軌跡をたどってきたのかという観点から、将来の疾病発症やリスクの予防を図るという考え方のことです。

※4 4つのT

平成20年(2008年)に茨木市健康づくり推進懇談会を経て策定した本市における食育推進のための方針のことで、「つくる」「たべる」「つどう」「つたえる」のアルファベットの頭文字から4つの“T”を意味しています。

1 施策の概要

1	将来像	2	子育て・教育
2	施策	2-1	子育て
3	SDGsの位置付け	       	
4	施策の必要性	本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、少子化が進む中、保護者の就労により保育所や認定こども園^{※1}を希望する家庭は増加しています。 一方、保育士などの保育の担い手不足が課題であり、施設整備とともに保育人材の確保が求められています。さらに、社会的な支援が必要なこども・家庭やひきこもり、ヤングケアラー等の生きづらさを抱えるこども・若者とその家族など、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会をめざしていく必要があります。	
5	施策の方向性	次世代育成支援行動計画に基づき、ライフステージに沿った施策を展開し、「いばらき版ネウボラ^{※2}」として、全てのこども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、こどもの人権や個々の特性が尊重され安心して過ごせる環境や、こどもの健やかな育ちを保障し、安心して子育てができる環境を整えます。 また、今後のこどもの数と保育需要を見極めながら保育の受入体制の整備を進めるとともに、より良い幼児教育・保育の提供を進めていきます。さらに、生きづらさを抱えるこども・若者の早期支援・早期困難解消に向けて、必要に応じて関係機関と支援連携しながら取り組みます。	
6	施策内の取組	2-1-1	安心して妊娠・出産できる環境づくり
		2-1-2	乳幼児期のこどもがのびのびと育つ環境づくり
		2-1-3	生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり
		2-1-4	主体性を育む環境づくり
		2-1-5	支援が必要なこども・家庭を含めた子育て家庭を、社会全体で支援できる環境づくり
7	分野別計画等	次世代育成支援行動計画	
		障害児福祉計画	
8	主な関連法律	こども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策法、児童手当法、児童扶養手当法、母子父子寡婦福祉法、児童福祉法、母子保健法、子ども・若者育成支援推進法、児童虐待防止法、教育基本法、社会教育法	

2 各取組の内容

1	取組番号	2-1-1
2	取組名	安心して妊娠・出産できる環境づくり
3	現状と課題	妊娠・出産期にある人を対象に、妊娠・出産に関する相談や情報の提供、妊娠期・出産期における健康の保持・増進を図ることにより、健やかな出産を支援するための様々な取組を推進しています。引き続き、妊娠・出産期から切れ目のない支援を充実し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを行う必要があります。
4	めざすべき姿	妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などが充実しています。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をワンストップで行う機能が整い、こどもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりができています。
5	取組むこと	母子健康手帳の交付等の様々な機会を通して相談や情報提供など <u>伴走型支援</u> ^{※3} を行うとともに、各種健康診査などを通して健康の保持・増進を図ります。また、出産前後の家庭の事情に応じて、入院費用の助成や家事支援などを行います。 母子保健事業と子育て支援事業の一体的な提供により、子育て支援に関するワンストップサービスの提供の充実を図るとともに、専門職や関係機関・関係団体との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
1	取組番号	2-1-2
2	取組名	乳幼児期のこどもがのびのびと育つ環境づくり
3	現状と課題	保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、子育てに関する相談支援・情報提供や経済的支援を行い、地域や関係機関と連携した子育て支援を推進するとともに、こどもたちが生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう支援していく必要があります。また、本市の保幼小中一貫した <u>非認知能力</u> ^{※4} の育成の連携をさらに構築する必要があります。
4	めざすべき姿	地域での子育てに関する活動を応援し、多様なライフスタイルやニーズに対応した切れ目のない子育て支援サービスの充実が図られています。また、乳幼児期のこどもが健やかに育つよう、こどもの健康に関する取組が充実しています。
5	取組むこと	教育・保育の提供体制を計画的に整備し、地域子ども・子育て支援事業等のサービスの整備・充実や、経済的負担の軽減など、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、関係団体が連携・協働し、助け合う体制を推進します。

1	取組番号	2-1-3
2	取組名	生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり
3	現状と課題	地域住民のつながりが希薄になり、地域や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、安全に、安心して過ごすことができるこどもの居場所の確保が課題となっています。
4	めざすべき姿	学校・家庭・地域が連携してこどもを育てていくという視点に立った取組が進んでいます。文化・芸術に親しむ機会など、特色のある教育活動が展開されるとともに、こどもが安全に、安心して過ごせる居場所が充実しています。
5	取組むこと	こども達の学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域が連携して教育コミュニティづくり※5を進めながら、健やかな心を育む教育活動を充実します。また、社会教育関係団体の支援に努めるとともに、地域や関係機関との連携を強化しながら、こどもの居場所づくりを推進します。
1	取組番号	2-1-4
2	取組名	主体性を育む環境づくり
3	現状と課題	青少年・若者が抱える課題は多様化・困難化しており、様々な支援機関で見守っていく必要があります。また、青少年・若者の身近な体験の場や安心して過ごせる居場所が必要となっています。
4	めざすべき姿	青少年・若者がチャレンジ精神を育むことができるよう体験活動の機会が提供できています。地域で生きづらさや孤立を感じることなく自立した生活を送ることができるように、地域や関係機関による相談・支援ができる体制が構築されています。
5	取組むこと	学校・家庭・地域が連携し、青少年・若者が健全に育つよう地域で見守る活動を推進するとともに、地域における居場所づくりや体験機会の提供に取り組みます。また、生きづらさを抱える青少年・若者とその保護者の早期支援・早期困難解消に努めます。

1	取組番号	2-1-5
2	取組名	支援が必要なこども・家庭を含めた子育て家庭を、社会全体で支援できる環境づくり
3	現状と課題	ひとり親家庭、発達の遅れや障害のあるこども等への生活支援や、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、手当の支給や家庭・企業への啓発など様々な取組を実施しています。また、ひとり親家庭や子育て世代への複合的な課題に対する支援のほか、発達の遅れや障害の可能性のあるこどもについて、よりきめ細やかな支援の実施や、早期支援につながるよう体制の充実が必要です。
4	めざすべき姿	ひとり親家庭、発達の遅れや障害のあるこども等が安定した生活を送ることができ、子育て世代が仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境ができています。
5	取組むこと	子育てに関する様々な支援を通して、子育て家庭の孤立化防止とネグレクト等児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、ひとり親家庭へは、就業支援、経済的支援等、関係機関と連携した総合的な支援に取り組みます。発達の遅れや障害のあるこども等へは、早期療育体制の充実のほか、保護者への相談支援を実施します。また、子育て世代が仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境を推進するため、引き続き、家庭・企業への啓発等を実施します。

※1 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※2 いばらき版ネウボラ

ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスを受ける場所」と言い、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援する体制を言います。本市では、こども支援センターにこの切れ目のない支援体制を整備し、いばらき版ネウボラとして一体的支援を実施しています。

※3 伴走型支援

全ての妊婦及び主に0歳から2歳のこどもを養育する子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して行う相談支援をいい、経済的支援と一体的に実施します。

※4 非認知能力

ペーパーテストなどの数値で測ることができる認知能力に対して、「あきらめずにやり切る力」や「思いやり」「忍耐力」などの数値化できない、表面上では見てとることができない人間の内面的な能力であり、こどもたち自身が直面する課題や困難を乗り越え、自己実現を果たしていくうえで必要不可欠な力のことです。

※5 教育コミュニティ

学校と地域が協働して子どものことを考え、具体的な活動を展開していく地域のネットワークのことです。

1 施策の概要

1	将来像	2	子育て・教育
2	施策	2-2	教育
3	SDGsの位置付け	   	
4	施策の必要性	こどもたちが社会の変化に対応し困難を乗り越えていくため、人間ならではの感性を働かせ新たな価値を生み出す力、多様な他者とつながって協働する力、未来を切り拓く力等を育む必要があります。また、多様性が重視される現代社会において、学びのスタイルや環境も個性や多様性が求められています。 その実現のため、教育環境の計画的・効果的な整備や教職員の負担軽減が図られた学校運営、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、こどもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。	
5	施策の方向性	こどもたちの「非認知能力(＝茨木っ子力)」の育成を進め、「確かな学力」の育成、「豊かな心」の醸成、「健やかな体」の育成により、これからの社会を生き抜く資質・能力を育むことをめざします。 また、学校においてこども達が良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備するとともに、教職員が安心して働きやすい環境整備を行います。 こどもたちの多様な学びの場、多様な居場所づくりと保護者が安心して相談できる場づくりや、保幼小中連携により段差を解消し、就学前から中学校卒業までを見通し、こどもの学びをつなぐとともに、地域における教育コミュニティづくりを進めます。	
6	施策内の取組	2-2-1	「確かな学力」の育成
		2-2-2	「豊かな心」の醸成
		2-2-3	「健やかな体」の育成
		2-2-4	学校支援体制の充実
		2-2-5	学校施設の計画的な整備・充実
		2-2-6	教育情報化の推進
7	分野別計画等	茨木っ子プラン ミつくる	
8	主な関連法律	学校教育法、教育機会確保法、学校保健安全法、学校給食法、食育基本法、食品衛生法、いじめ防止対策推進法、地方教育行政法、労働安全衛生法、施設費負担法、発達障害者支援法、医療的ケア児支援法、学校教育の情報化の推進に関する法律	

2 各取組の内容

1	取組番号	2-2-1
2	取組名	「確かな学力」の育成
3	現状と課題	言語力向上プロジェクト ^{※1} において公開授業等の実践・研究により各学校の取組改善につなげています。変化が激しく予測困難な時代に対応するため、主体的に学ぶことができる力も含めた「確かな学力」の育成を図る必要があります。
4	めざすべき姿	小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組み、学ぶ喜びを実感できています。また、教員の指導力向上にも意識して取り組んでいます。
5	取組むこと	毎年行われる全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学校の授業改善に反映するとともに、言語力向上プロジェクトや非認知能力育成のモデル校が取り組んだ好事例を取り入れた授業を推進します。
1	取組番号	2-2-2
2	取組名	「豊かな心」の醸成
3	現状と課題	茨木っ子力 ^{※2} の育成を念頭に行事等を実施するなど意識を高めながら、非認知能力育成につながる「キャリアパスポート ^{※3} 」「いま未来手帳 ^{※4} 」の活用を進めています。様々な考えや複雑化・多様化する社会の中で、自己肯定感を高めるとともに、個性や多様性を尊重する「豊かな心」を醸成する必要があります。
4	めざすべき姿	人権教育や道徳教育、非認知能力育成の取組を充実することにより、一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。
5	取組むこと	人権教育、支援教育の推進や学校行事、校外学習、文化・芸術に親しむ体験活動等、非認知能力の育成の取組の中で、自分の良さや他者の個性や多様性を認め合う機会を多く設け、思いやりつながる力の育成を図ります。

1	取組番号	2-2-3
2	取組名	「健やかな体」の育成
3	現状と課題	学校授業の工夫が児童生徒の運動意欲促進につながっています。コロナ禍の影響により、全体的に体力・運動能力の低下が課題であるとともに、人生100年時代にむけて、生涯にわたって体を動かしたり、健康やスポーツに親しむ意識を育む必要があります。
4	めざすべき姿	小中学校が作成した元気力向上プラン ^{※5} に則り、総合的な元気力の取組が進み、児童生徒の健康への意識や意欲、体力が向上しています。給食では、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供するとともに、安全・安心な地元食材の使用回数が増え、的確なアレルギー対応ができています。
5	取組むこと	学校健診の実施や学校保健統計調査結果の活用により、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。毎年の全国体力テスト ^{※6} の結果分析を行い、各校の課題に正対した授業改善を図るとともに、授業で楽しみながら体を動かすことで、体力の向上を図り、スポーツに親しむ心を醸成します。また、生徒の健やかな体や心の育成、教職員の負担軽減を踏まえた部活動の地域連携・地域移行に向けた取組を進めます。給食では、地元食材の使用などにより、小・中学校給食における食育の充実に努めつつ、アレルギー対応を適切に実施します。
1	取組番号	2-2-4
2	取組名	学校支援体制の充実
3	現状と課題	不登校児童生徒の増加は顕著であり、市教育支援センター（ふれあいルーム）の機能の充実等による多様な居場所づくりと、児童生徒・保護者のための相談体制の充実が必要です。また、市教育委員会と学校が一体となり教職員の資質向上、業務改善と働き方改革を進めていく必要があります。
4	めざすべき姿	児童生徒や保護者の不登校等の様々な不安や悩みに寄り添い、学校と連携して適切に指導支援し、居場所づくりができています。また、全ての教職員の学びや健康増進にかかる取組を支援し、こどもと向き合う時間を確保できるよう環境整備ができています。
5	取組むこと	多様なニーズに対応できるよう相談体制のさらなる充実を進めます。ふれあいルームでは向陽台高等学校をはじめ、近隣大学、フリースクール ^{※7} 、民間団体等との相互連携を充実させます。研修内容を充実させ、教職員の資質向上を図ります。ICT等を活用し、業務の改善や効率化を推進します。

1	取組番号	2-2-5
2	取組名	学校施設の計画的な整備・充実
3	現状と課題	安全・安心で快適な教育環境を整えるため、学校施設・設備の改修等を行っていますが、老朽化する施設・設備の計画的・効果的な長寿命化・更新、多様化する社会環境等に対応した整備が求められています。
4	めざすべき姿	こどもたちが安全・安心で快適な環境の中で教育活動を行うことができる環境整備が進んでいます。
5	取組むこと	老朽化する施設・設備の状況、社会環境や気候変動の影響等を踏まえ、計画的に学校施設・設備を改修・更新します。
1	取組番号	2-2-6
2	取組名	教育情報化の推進
3	現状と課題	個別に最適化された教育の実現をめざすため、GIGAスクール構想 ^{※8} を推進するとともに、教員がこどもと向き合う時間を確保できるようにするため、校務のDX ^{※9} を推進しています。今後、より効率的かつ効果的なICT活用を推進していく必要があります。
4	めざすべき姿	主体的な学びや創造性を育む学びのための教育ICT環境が実現されています。ICTを活用することでさらなる校務の効率化が図られ、教職員の負担が軽減されています。
5	取組むこと	社会環境や生活様式の変化などを踏まえて調査研究し、学校現場において学習及び校務の両面で効率的かつ効果的にICTを活用するための環境を整備します。児童生徒の情報活用能力向上や教職員によるICT活用を支援します。

※1 言語力向上プロジェクト

読解力の課題を明らかにするためにリーディングスキルテストを実施するモデル校、学校全体で国語の授業づくり等言語活動の充実に取り組むモデル校、本に親しむ活動や学校都市間を活用した授業づくりに取り組むモデル校の担当者が中心となって研究授業や授業実践等を通して、言語力向上を図ります。

※2 茨木っ子力

本市の最初の教育プランである「茨木っ子プラン22」から大切にしてきた、学力を下支えする4つの力(ゆめ力・自分力・つながり力・学び力)を、現行の教育プランの策定にあたり、保幼小中の先生方と協議を重ね、改訂したものです。

※3 キャリアパスポート

こどもが学校園におけるさまざまな経験等について絵や文字、文章で表現したものを確認したり、見通したり、振り返ったりしながら、自分の変容や成長を自己評価できるようまとめたものです。4歳から15歳(中学3年生)のこどもを対象としており、11年間の記録を積み重ね、成長の軌跡を確認することとおして非認知能力の育成を図っています。

※4 いま未来手帳

中学校の生徒を対象とした、生徒自身が目標や日々の出来事を記録するとともに、自身のスケジュール管理を行うための手帳です。活用することで、生活の質を高め、自己管理能力を育みます。

※5 元気力向上プラン

健康体力を保持増進できる力として、本市が「体力」「食育」「運動習慣」「健康」の要素を元気力と定義し、各学校が総合的に育成するために設定した計画のことです。

※6 全国体力テスト

平成20年度より、文部科学省が実施している調査で、日本全国の5年生・中学2年生を対象として行われるスポーツテストのことです。

※7 フリースクール

不登校の状況にある児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言います。

※8 GIGAスクール構想

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びのための教育ICT環境を実現するものです。

※9 校務のDX(デジタルトランスフォーメーション)

教職員が働き方改革の効果を実感し、教育活動のさらなる高度化を図ることができるよう、デジタル技術を活用して学校現場における事務的業務のあり方を抜本的に変革することです。

1 施策の概要

1	将来像	3	文化・市民活動
2	施策	3-1	生涯学習
3	SDGsの位置付け		
4	施策の必要性	「人生100年時代」の到来、個人の価値観やライフスタイルの多様化、働き方改革による余暇時間の増加等にもとない、市民の学習ニーズは年々広がり深まりを見せています。そのため、生涯学習と他分野との有機的な連携、地域コミュニティ・地域活動への参画と地域づくりへの貢献、学び直しの支援等が求められており、生涯学習施策はより一層必要性が高まっています。	
5	施策の方向性	豊かな人生をおくるために、すべての市民が、いつでも、どこでも学ぶことができ、その学びを通して自己実現や生活の質の向上を図り、学んだ成果を地域社会に還元することができる、“学んで楽しい”と思える生涯学習活動のできるまちの実現をめざします。 また、これからの時代に求められる社会教育、家庭教育の推進を図るとともに、地域の身近な学習拠点として公民館活動の推進を図ります。 図書館において、市民が本や読書に親しむ機会の充実を図るとともに、誰もが自由に知識を得ることができるよう幅広い資料・情報の収集・提供に努め、関係機関との連携やICT等の活用により、図書館機能の充実を進めます。	
6	施策内の取組	3-1-1	まなびづくり
		3-1-2	ひとづくり
		3-1-3	まちづくり
		3-1-4	図書館サービスの充実
7	分野別計画等	生涯学習推進計画	
		こども読書活動推進計画	
8	主な関連法律	教育基本法、社会教育法、図書館法、子ども読書活動推進法、文字・活字文化振興法、読書バリアフリー法、著作権法	

2 各取組の内容

1	取組番号	3-1-1
2	取組名	まなびづくり
3	現状と課題	学びの支援のため、生涯学習センターとあらゆる機関が連携した多様な学習機会の提供や、いつでも自由に学習の場や機会を選択し、楽しく学ぶことができるよう情報提供を行っていましたが、引き続き、様々な人、幅広い世代に魅力的な生涯学習の機会の提供や充実、市民の多様なニーズ等への対応や情報の提供等、市民の学びの支援が必要です。
4	めざすべき姿	すべての市民が生涯学習に取り組むことができるよう、多様な学習ニーズへ対応したメニューや機会が提供され、社会を担う力の向上につながるキャリア向上や社会人が学び直しを図ることのできる環境が整っています。また、情報通信社会の進展に伴う学びの場の環境整備やICTの活用が図られています。さらに、生涯学習センターを拠点に、各地域の関連施設と連携を図り、地域と一体となった生涯学習の推進や生涯学習拠点施設の機能の充実が図られています。
5	取組むこと	学びの支援のため、様々な施設や関係機関との連携、多様な講座等の開催、生涯学習を行うための環境整備等による生涯学習へのきっかけづくりに取り組めます。また、自己を高めるための学び直しへの支援、ICTを活用した学びの場の提供、生涯学習の情報提供と相談窓口の充実、各地域の生涯学習関連施設を拠点とした生涯学習の推進に取り組めます。
1	取組番号	3-1-2
2	取組名	ひとづくり
3	現状と課題	生涯学習を行う人・団体への支援や人材育成のため、生涯学習において培った知識や技術を活用する機会の充実や、学習成果が社会へ還元され、地域社会の連帯・活性化につながるよう取組んできました。引き続き、人・団体への支援を行い、地域社会における連携、協力や協働等の促進、まちづくりの推進を担う人材等の育成が必要です。
4	めざすべき姿	地域社会における人や団体の連携、協力や協働等を促進し、生涯学習活動を支える担い手が育成されています。また学びづくりやまちづくりの新たな担い手の発掘や育成に努め、学んだ成果が、社会貢献や社会奉仕に繋がり、学習機会の提供や社会活動への参加・参画への支援が整っています。
5	取組むこと	生涯学習活動団体等に対し、市のイベントの情報提供や、団体等の情報発信する機会の提供に努めます。また、学びや体験の成果をいかし、指導者として活躍できるよう、出番づくりを支援します。さらに、すべての人々が生涯学習活動を行えるよう、学習の支援者の育成や学びの機会提供に取り組めます。

1	取組番号	3-1-3
2	取組名	まちづくり
3	現状と課題	市民が安心して豊かに暮らせる地域づくりのため、地域性をいかした地域活動が活性化するための支援の充実に取組んできました。今後も引き続き、生涯学習の取組が、地域活動等へいかすことにつながる仕組みづくりが必要です。
4	めざすべき姿	地域課題等に対応した学習機会の充実が図られ、団体等の連携・協力により、家庭と地域社会の教育力が高まり、コミュニティづくりが進められています。また、郷土「茨木」に対する誇りや愛着を深めるとともに、地域社会に関する学習機会が提供されています。
5	取組むこと	各小学校において、放課後子ども教室を地域住民の参画等を得て実施し、こどもたちの安全・安心な居場所の提供に努めます。また、地域課題等の解決に導くことができるよう、健康、人権、男女共同参画等の様々な課題に関する講座の充実や、大学など高等教育機関と連携した講座の拡充を推進します。さらに、地域社会での生活を向上させるための課題意識を持つことができる学習機会の充実に努めます。
1	取組番号	3-1-4
2	取組名	図書館サービスの充実
3	現状と課題	資料や情報を積極的に収集し、提供するとともに、こどもから大人まで様々な人の読書活動の推進を行っています。今後、さらに誰もが、必要な情報を得ることができ、課題を解決できるよう、あらゆる知的活動を支援し、サービスの充実を図る必要があります。
4	めざすべき姿	地域社会における身近な情報拠点として、様々な立場の人が自ら「知る」「学ぶ」ことができ、誰もが気軽に利用できる親しみやすい市民のくらしに役立つ図書館サービスが提供されています。
5	取組むこと	従来の紙媒体に加え、電子資料など様々な形態の資料・情報を体系的に収集・管理・保存し、提供に努めます。また、進展する情報通信技術(ICT)に対応するサービスを推進し、利便性の向上を図るとともに、市民が気軽に相談できるレファレンスサービスやボランティア・市民・他施設・教育機関との連携や協働により、読書活動推進等図書館サービスの充実を図ります。

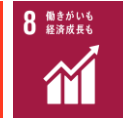
1 施策の概要

1	将来像	3	文化・市民活動
2	施策	3-2	スポーツ
3	SDGsの位置付け	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリープで目標を達成しよう	
4	施策の必要性	心身の発達、健康の保持・増進のためスポーツの推進は不可欠です。また、ゆとりや心の豊かさを求める傾向が強まっている中、「する」「みる」「ささえる」といった観点からスポーツへの関わり方が多様化しています。性別、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが身近なところで気軽にスポーツに親しむことができる環境の創出が必要です。	
5	施策の方向性	全ての市民がそれぞれの興味、体力、技能、目的等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しめる生涯スポーツ社会をめざして、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しみ健康で豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	
6	施策内の取組	3-2-1	健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進
		3-2-2	人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実
7	分野別計画等	スポーツ推進計画	
8	主な関連法律	スポーツ基本法	

2 各取組の内容

1	取組番号	3-2-1
2	取組名	健康増進・生きがいづくりにつながる生涯スポーツの推進
3	現状と課題	近年、スポーツは「する」だけでなく、「みる」「ささえる」など、関わり方も多様化しており、市民が健やかで豊かな生活を実現するためには生涯にわたってスポーツに親しむことが求められています。また、市民の誇りや愛着を醸成させ、市民が生涯スポーツに取り組む大きなきっかけとなるよう、競技スポーツの推進に取り組む必要があります。
4	めざすべき姿	全ての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめるよう一人ひとりの身体の状態に応じて多様な参加ができるスポーツ機会が充実しています。
5	取組むこと	市広報誌やSNSなどを通じて、スポーツ大会やイベント等の情報発信に努めるとともに、競技スポーツの推進を含め、誰もがそれぞれの興味や体力、身体などの状況に応じて、気軽に無理なくスポーツに親しめる環境の整備を図ります。 また、アスリート支援など競技スポーツの振興を図るとともに、障害のある人のスポーツ参加機会を創出するとともに、スポーツを通じた交流機会の充実に努めます。
1	取組番号	3-2-2
2	取組名	人材育成と施設整備によるスポーツ環境の充実
3	現状と課題	近年の健康志向の高まりから、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ環境が求められており、それを支える多様なスポーツ施設の整備、スポーツ関係団体や指導者の支援に取り組む必要があります。
4	めざすべき姿	スポーツ関係団体やスポーツ指導者を確保・育成されているとともに、市民が身近で気軽に利用できるスポーツ施設の整備・充実を通して、生涯スポーツを支える環境が充実しています。
5	取組むこと	正しいスポーツの知識や技術等を習得したスポーツ指導者を確保するとともに、プロスポーツを含めたスポーツ関係団体等との連携と協働を強化し、生涯スポーツの活性化を図ります。また、施設の利用状況、ニーズ、気候変動による影響等を考慮し、多角的な視点でスポーツ施設の最適化を図ります。

1 施策の概要

1	将来像	3	文化・市民活動
2	施策	3-3	文化芸術
3	SDGsの位置付け	       	
4	施策の必要性	文化芸術は、個人やコミュニティの一員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるほか、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもち、都市の持続可能な発展に寄与し都市の活力を高めるものです。また、文化芸術を通じた活動が、人々に安らぎや勇気、明日への希望を与えてきました。今後も、こども・高齢者・障害のある人・外国人をはじめ、年齢や経済的な状況にかかわらず、誰もが文化芸術にふれられる機会を創出し、文化芸術活動に取り組める環境を整えていく必要があります。	
5	施策の方向性	だれでも自らの可能性や創造性を試し、ありたい自分になれるまち、誰もが日々の暮らしの中で文化芸術と出会えるまち、自由で広がりのある、茨木市独自の文化が息づくまちをめざし、社会状況が絶えず変化する中でも、市民が心豊かな暮らしを実現します。	
6	施策内の取組	3-3-1	共創による文化の新たな価値の創造・発信
		3-3-2	文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり
		3-3-3	これまでの文化の継承、これからの文化の展開
7	分野別計画等	文化振興ビジョン	
8	主な関連法律	文化芸術基本法、障害者文化芸術推進法、劇場法、文化財保護法、博物館法	

2 各取組の内容

1	取組番号	3-3-1
2	取組名	共創による文化の新たな価値の創造・発信
3	現状と課題	各種文化事業の開催や補助金の交付等を通じて、文化芸術活動の支援を実施し、市と文化芸術団体や大学との連携など、様々な角度から事業を展開してきました。今後、多様な市民、芸術家や文化芸術団体等のさらなる連携や交流、他分野との連携を創出する必要があります。
4	めざすべき姿	文化芸術活動を行う市民や団体の自主性を尊重しながら、多様な文化芸術活動の支援が行われ、活動を行う人の文化芸術を通じた交流や、他分野との連携により、共創による新たな価値の創造につながっています。そして、創造された文化の新たな価値が市内外に浸透し、交流や関わり合いが広がっています。
5	取組むこと	多様な文化芸術活動への支援に取り組み、様々な分野や場所で活動が行われる仕組みづくりを推進するとともに、文化芸術を通じた交流の機会を創出します。さらに、共創による文化の新たな価値を創造するため、文化芸術と多様な主体や他分野との連携を促進します。そして、その創造された文化の新たな価値を市内外に発信するとともに、効果的な活用に向けて、それらの集積と研究に取り組みます。さらに、まちの活力と賑わいを創出し、文化芸術による社会問題の緩和や解決に向けたアプローチを行います。
1	取組番号	3-3-2
2	取組名	文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり
3	現状と課題	市民がより身近に文化芸術にふれる機会を創出するため、日常生活の中でアートにふれられる環境の充実に努めてきました。公共文化施設の活用について見直しが必要となっているほか、誰もが等しく文化芸術にふれることが出来る機会を充実させるための取組をさらに進めていく必要があります。
4	めざすべき姿	性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、多様性を尊重しながら、文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりが進められ、だれもが日々の暮らしの中で文化芸術と出会うことができます。
5	取組むこと	多様性を尊重しながら、だれもが文化芸術とつながる環境づくりに取り組むとともに、気軽に文化芸術活動を始められる機会の創出、まちの様々な「場」で文化芸術にふれられる取組を進めます。また、最前線で活躍する芸術家を招くなど、市民が多様な文化芸術に出会えるよう取組を進めます。

1	取組番号	3-3-3
2	取組名	これまでの文化の継承、これからの文化の展開
3	現状と課題	若い世代が芸術文化にふれる場、若手芸術家の発表の機会を創出し、担い手の育成に取り組んだほか、本市がもつ文化資源をいかして市内外に広く周知し、本市のブランドを市外に発信しました。しかしながら、担い手の育成にかかる取組をさらに充実させるほか、本市の歴史、文化財や郷土資料への関心を高める取組を強化する必要があります。
4	めざすべき姿	これまで培われ継承されてきた歴史・文化資源を次世代に受け継ぎつつ、担い手を育成することにより次代の文化芸術の創造につながり、自由で広がりのある、本市独自の文化が息づいています。
5	取組むこと	こどもが文化芸術にふれる機会の充実、若手芸術家や文化芸術の推進に必要となる専門的人材など文化芸術の担い手の育成に取り組めます。地域住民など多様な主体との信頼関係の構築に努めながら文化財の調査・収集・保存に取り組み、幅広い世代に親しみや魅力を感じてもらえるような普及啓発活動を展開するなど、まちの文化資源の保存と継承を推進します。

1 施策の概要

1	将来像	3	文化・市民活動
2	施策	3-4	人権・ダイバーシティ
3	SDGsの位置付け	     	
4	施策の必要性	平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のために様々な施策を推進していく必要があります。また、今日でもなお、様々な人権侵害が存在しており、市と市民、事業者が一体となって全ての人の人権が尊重される明るいまちづくりを進める必要があります。さらに、誰もが互いの人権を尊重しつつ、年齢や性別、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるダイバーシティ※1な社会の実現をめざす必要があります。	
5	施策の方向性	核兵器の恐ろしさ・戦争の悲惨さや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。また、市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、全ての施策を人権尊重の視点に立って推進します。さらに、ダイバーシティな社会の実現に向けた意識改革を促すための啓発に努めるとともに、意思決定の場への女性の参画拡大やワークライフバランスの推進などジェンダー※2平等社会の実現と、多様な立場の人々が安心して暮らせるための施策を進めます。	
6	施策内の取組	3-4-1	一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進
		3-4-2	生命の尊さを守る非核平和社会の実現
		3-4-3	ジェンダー平等社会の実現
		3-4-4	多文化共生社会の実現
7	分野別計画等	人権施策推進計画	
		ジェンダー平等プラン	
8	主な関連法律	人権教育・啓発推進法、男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進法、出入国管理及び難民認定法、日本語教育推進法	

2 各取組の内容

1	取組番号	3-4-1
2	取組名	一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進
3	現状と課題	様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、特に近年はインターネットを通じた深刻な人権侵害の問題なども発生しています。今後とも継続的な啓発活動等に取り組み、市民一人ひとりの人権意識を高めるとともに、迅速に適切な支援が受けられる体制を整備する必要があります。
4	めざすべき姿	あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりを進められています。
5	取組むこと	家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会において、各種団体や企業、学校などとも連携しながら人権教育・啓発の推進に努め、市民とともに、誰もが互いの人権を尊重し合うまちづくりに取り組みます。 人権侵害からの救済や相談支援に向けて、各種関係機関との連携を深め、迅速に適切な支援が受けられる体制を整備するとともに、様々な相談窓口や支援に関する情報の効果的な提供に努め、相談者がより気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。
1	取組番号	3-4-2
2	取組名	生命の尊さを守る非核平和社会の実現
3	現状と課題	戦争体験に接する機会が少なくなっていく中で、「非核平和都市宣言」を踏まえて、戦争の悲惨さや平和の尊さ、非核平和の願いをどのように次世代に引き継ぎ、地域で根付かせていくのが課題となっています。
4	めざすべき姿	核兵器の廃絶と平和の実現に向けて、市民意識が醸成されています。
5	取組むこと	家庭、学校、地域など様々な機会を捉えて、市民や各種団体等と連携しながら、非核平和の尊さを学ぶための啓発活動に取り組みます。

1	取組番号	3-4-3
2	取組名	ジェンダー平等社会の実現
3	現状と課題	固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金に男女間で格差が残っていること等が、女性の活躍の妨げになっているほか、性的マイノリティ ^{※3} に関する理解が十分でない状況であることから、ジェンダー平等社会を実現するためにさらなる取組の充実が必要です。また、DV ^{※4} は、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会を形成するうえで克服すべき重要な課題であることから、DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。
4	めざすべき姿	誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会が実現されています。
5	取組むこと	事業者や市民と協働して、女性活躍推進や性的マイノリティに関する理解促進に努めるなど、ジェンダー平等の視点にたった施策を推進します。また、DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、安心して相談できるよう、相談体制を充実します。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。
1	取組番号	3-4-4
2	取組名	多文化共生社会の実現
3	現状と課題	市内に住む外国人住民の増加に伴い、地域で暮らす外国人住民との交流等を通じて相互理解を図るとともに、言語や文化の違い等により日常生活に課題を抱える外国人住民を支援する必要があります。
4	めざすべき姿	国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、互いに人権を尊重するとともに、外国人住民が地域の一員としてともに生活し、包摂される多文化共生の地域づくりが進められています。
5	取組むこと	庁内を含め関係団体・機関との連携を強化し、情報共有と役割分担を行うとともに、多文化理解の促進と交流を図るための啓発等の取組を進めます。また、各種行政情報の多言語化や相談窓口の一元化を図るとともに、学校教育や識字・日本語教室等により日本語学習を支援します。さらに、外国人に対するヘイトスピーチ ^{※5} 等の解消や労働条件等の改善に向けた啓発に取り組めます。

※1 ダイバーシティ

「多様性」を意味し、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無、価値観など、様々な属性を持つ人々が共存している状態を示します。

※2 ジェンダー

生物学的、身体的な性別(sex)に対し、社会的・文化的に作られる性別のことを指します。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性によって形成された性別を示します。

※3 性的マイノリティ

性的少数者のことで、「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、同性愛者(レズビアン、ゲイ)や両性愛者(バイセクシャル)、自分の体と心の性に違和感のある人(トランスジェンダー)など、性のあり方が少数とされる人々を表す総称です。

※4 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことを言います。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含みます。

※5 ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動を指します。

1 施策の概要

1	将来像	3	文化・市民活動
2	施策	3-5	つながり
3	SDGsの位置付け	   	
4	施策の必要性	人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化が進む中、「住みたい・過ごしたい」と感じる「ここちいい」まちであるため、市民・団体、大学・学生、民間事業者、行政など多様な主体がつながり、まちづくりを進めることが求められています。 また、地域においても、人と人が顔の見える関係性を構築し、住民自らが主体的に地域の課題について話し合い、連帯意識を育み、協力して取り組む必要があります。防災・防犯への対応など、多様な地域組織が連携・協働した地域活動を充実する観点からも、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。	
5	施策の方向性	多様な主体がつながることで生まれたアイデアが、新たなつながりやアイデアを生み出すという好循環が起こるような環境づくりをめざします。また、地域においては、地域が主体的に行う取組を支援するとともに、自治会活動の負担軽減や自治会の加入促進を図り、地域活動の新たな担い手の発掘につなげ、地域コミュニティの醸成に努めます。	
6	施策内の取組	3-5-1	ともにつくる居心地がよいまちの実現
		3-5-2	地域コミュニティの醸成
		3-5-3	大学・事業者との連携によるまちづくり
		3-5-4	都市間交流の促進
7	分野別計画等	地域コミュニティ基本指針	
8	主な関連法律	地方自治法、NPO法	

2 各取組の内容

1	取組番号	3-5-1
2	取組名	ともにつくる居心地がいいまちの実現
3	現状と課題	共創のまちづくりの推進に向けて、市民・団体、地域、大学・学生、民間事業者、行政など多様な主体がつながり、フラットな立場で互いにアイデアを出し合える場をつくる必要があります。
4	めざすべき姿	多様な主体がつながることで生まれたアイデアが、新たなつながりやアイデアを生み出すという好循環を作り、おにクルを中心地として茨木のまち全体に広がっています。より多くの主体が各々にとって「ここちいい」関わり方でまちづくりの一員となっています。
5	取組むこと	共創のまちづくりの担い手となる多様な主体が緩やかにつながるネットワーク型のプラットフォーム ^{※1} を構築します。 本市の特性を捉えた「茨木の共創」に取り組むことで、行政課題の解決にもつながる展開とします。
1	取組番号	3-5-2
2	取組名	地域コミュニティの醸成
3	現状と課題	定年の延長やライフスタイルの多様化、地域活動への負担感から、自治会加入率の低下や地域活動の担い手不足など地域コミュニティが希薄化しており、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
4	めざすべき姿	地域が一体となった地域自治組織が結成されるとともに、行政、地域、大学、民間事業者など多様な主体が出会い、活動する機会が創出されることで、活動拠点が充実し、地域活動が活性化しています。
5	取組むこと	協議の場づくりや地域自治組織 ^{※2} の結成に向けた支援を継続するとともに、大学やNPOなど多様な主体との連携・協働を推進します。また、地域活動のデジタル化など、時代や住民ニーズに合わせた取組を進めるとともに、地域の活動拠点として、より多くの市民が多様な活動に利用できるよう公民館のコミュニティセンター化を地域の実情に応じて進め、地域コミュニティの醸成を図ります。

1	取組番号	3-5-3
2	取組名	大学・事業者との連携によるまちづくり
3	現状と課題	地域の課題解決や活性化に向けて、大学や民間事業者と連携した取組を進めており、今後、「共創」の視点から、さらに連携の輪を広げていく必要があります。
4	めざすべき姿	大学や民間事業者と適切で持続可能なパートナーシップ関係を構築しながら、住民サービスの向上に向けて、ともに新たな価値を創造する「共創」の取組が進んでいます。
5	取組むこと	大学との共同事業や共同研究の推進に向けた仕組みづくりについて、大学とも協議しながら検討・調整を進めます。民間事業者からの連携提案を受け付ける制度の適切な運用や、様々な機会を捉えて、新たな連携主体を発掘します。
1	取組番号	3-5-4
2	取組名	都市間交流の促進
3	現状と課題	国内外の姉妹友好都市 ^{※3} を中心に市民レベルの交流を促進しています。互いの歴史や文化を再認識し、郷土愛の醸成が図られるよう、多様な交流の機会をつくる必要があります。
4	めざすべき姿	市民レベルの交流にとどまることなく、教育・産業をはじめとした幅広い分野での自発的な交流がなされるよう「都市間交流」の可能性が広がっています。
5	取組むこと	茨木市国際親善都市協会 ^{※4} と協力し、姉妹友好都市等との交流の機会を維持するとともに、姉妹友好都市の認知度の向上と魅力の発信について、イベント開催等を通じ、若年層を中心とした周知に努めます。また、多様な主体による幅広い分野における交流を促進します。

※1 プラットフォーム

市民や団体、大学、事業者等が連携し、地域社会のまちづくり等について共有・理解を図り、お互いの立場を越えて対話ができる場を言います。

※2 地域自治組織

地域住民が自ら責任を持って、より良い地域づくりに向けて、多様な主体とともに連携・協働して地域を運営する組織です。

※3 国内外の姉妹友好都市

茨木市は、アメリカ・ミネアポリス市と姉妹都市、中国・安慶市と友好都市、香川県・小豆島町と姉妹都市、大分県・竹田市と歴史文化姉妹都市提携を結んでいます。

※4 茨木市国際親善都市協会

茨木市と姉妹ならびに友好都市およびその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上に努め、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかることを目的とした組織です。

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-1	防災
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	南海トラフ巨大地震や気候変動に伴う洪水などの発生リスクが近年高まっていることから、「自助」、「共助」、「公助」の取組が適切かつ継続的に行われるよう、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。	
5	施策の方向性	大規模な自然災害が発生した場合でも被害を最小化し迅速に復旧復興する、強くしなやかな地域社会を構築するため、耐震化の促進や雨水対策、地域資源の活用や、広域的な連携等により、自然災害を含む多様な危機に対処するための対策を進めます。 また、地域活動の担い手不足等の課題による地域防災力の低下を防ぐため、次世代を担う防災人材の育成推進や市内事業者との連携により、地域防災力の向上につなげます。	
6	施策内の取組	4-1-1	災害に強いまちづくり
		4-1-2	災害応急・復旧・復興対策のための事前対策
		4-1-3	地域防災力の向上
		4-1-4	災害に強い上下水道の整備
		4-1-5	多様な危機への体制整備
7	分野別計画等	地域防災計画	
		国土強靱化地域計画	
		住宅・建築物耐震改修促進計画	
		災害廃棄物処理計画	
		雨水基本構想	
		下水道総合地震対策計画	
		水道施設更新(耐震化)計画	
		国民保護計画	
8	主な関連法律	災害対策基本法、廃棄物処理法、建築基準法、耐震改修促進法、水防法、土砂災害防止法、水道法、下水道法、国民保護法	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-1-1
2	取組名	災害に強いまちづくり
3	現状と課題	過去の災害の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりの推進に向け、都市の防災機能の強化や建築物等の安全化、自然災害やその他災害の予防対策に取り組んでおり、近年、激甚化・頻発化している災害にも対応ができるよう、本市の災害特性を踏まえた継続的な取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	本市の災害特性や都市構造の変化を踏まえた都市の防災機能の強化や建築物等の安全化、水害や土砂災害、その他災害の予防対策の推進により、激甚化・頻発化が進む災害にも対応した強いまちが形成されています。
5	取組むこと	大規模災害を想定した住宅・建築物の耐震対策等の促進、災害廃棄物処理体制の確保に加え、水害・土砂災害のリスクを踏まえた予防対策の推進に取り組むことにより、災害に強いまちづくりを一層推進します。
1	取組番号	4-1-2
2	取組名	災害応急・復旧・復興対策のための事前対策
3	現状と課題	災害時の応急・復旧・復興対策の対応に向けて、平時から総合的防災体制等の整備・充実を図っており、近年、激甚化・頻発化している災害にも対応できるよう、さらなる各体制の充実・強化を図り、実効性のある体制づくり等の取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	総合的防災体制、情報収集伝達体制、避難受入れ体制、避難行動要支援者対策等の体制整備や防災・減災対策の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策活動及び早期の復旧・復興対策活動につながる体制が構築されています。
5	取組むこと	大規模災害に備えた防災拠点の機能充実や情報収集伝達体制の強化、指定避難所の環境や運営マニュアルの整備、高齢者・障害者等に対する支援体制の整備により、人命確保を最優先にした災害応急・復旧・復興対策活動の実施体制の充実に取り組めます。

1	取組番号	4-1-3
2	取組名	地域防災力の向上
3	現状と課題	市民や事業者が災害に備え、災害時には自発的な防災活動が行えるよう自主防災組織等の育成や支援を進めており、今後は、地域特性等も考慮しながら、実態に応じた支援に努めることにより、激甚化・頻発化する災害にも対応できる地域防災力の向上を図る必要があります。
4	めざすべき姿	市民・事業者の主体的な取組を支援・強化することにより、災害への備えや自主的な防災活動が進み、関係団体との連携が強化されており、地域防災力が向上しています。
5	取組むこと	学校等における防災教育の推進やさらなる地域への防災知識の普及により、市民・事業者の防災意識の高揚を図るとともに、市民や事業者等の様々な主体が連携し、地域での活動などを通じて互いの関係性が構築されることで、災害時における防災体制や安否確認が円滑に行えるよう、その支援や強化に取り組みます。
1	取組番号	4-1-4
2	取組名	災害に強い上下水道の整備
3	現状と課題	上水道について、配水池は耐震化を完了していますが、老朽管路については、耐震管による更新を行うとともに、重要給水施設に至る管路の耐震化を引き続き優先して行うほか、水源の多重化を図る必要があります。 下水道について、近年、都市化の進展や農地等の減少に伴う保水・遊水機能の低下や、突発的な豪雨等により雨水排出量が増加するなど、各所で浸水被害が発生しており、効果的な浸水対策を継続的に実施していく必要があります。
4	めざすべき姿	災害が発生しても、上水道は、安定した給水を行えるとともに、下水道は、雨水対策が進行し、浸水被害の軽減が図られています。
5	取組むこと	上水道について、老朽管路及び重要給水施設に至る管路の耐震化を進めていきます。また、水源の多重化を図るため、他市との相互連絡管の活用や送水ルートの変更などによるバックアップ体制の構築に努めます。 下水道について、10年確率降雨 ^{※1} に対応した雨水管渠の整備や管渠能力の増強により浸水被害の軽減を図ります。また、老朽化が進む既存水路についても、計画的に改築を行うとともに、適正な維持管理を行い、流水面の確保に努めます。大規模開発や各戸での雨水貯留施設の設置に努めるとともに、豪雨予報前の土のう等の設置を事業者、市民とともに取り組みます。

1	取組番号	4-1-5
2	取組名	多様な危機への体制整備
3	現状と課題	様々な危機事象に対する市の対応を行動計画等に定めるとともに関係機関と連携しながら対応していますが、依然、これらの危機は予測や予防が困難であるため、さらに緊密な連携体制を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	多様な危機に対して、国や大阪府などの関係機関から迅速に必要な情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。
5	取組むこと	各種計画等に基づき、実効性のある危機管理体制を構築するとともに、あらゆる機会をとって国や大阪府などの関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

※1 10年確率降雨

10年に1回程度降る雨(1時間当たりの降雨量50ミリ程度)を言います。

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-2	消防・救急
3	SDGsの位置付け	  	
4	施策の必要性	社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し激甚化・頻発化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。 また、救急需要の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに市民や事業所などの防火意識の向上に努める必要があります。	
5	施策の方向性	多様な災害に即応する消防・救急体制の充実強化を図るとともに、市民の防火意識向上に努め火災予防を推進します。	
6	施策内の取組	4-2-1	消防体制の充実強化
		4-2-2	救急業務の充実強化
		4-2-3	火災予防の推進
7	分野別計画等	国土強靱化地域計画	
8	主な関連法律	消防法、消防組織法、救急救命士法、消防団充実強化法	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-2-1
2	取組名	消防体制の充実強化
3	現状と課題	大規模化、複雑多様化する災害に対応するため消防体制の充実強化を進める必要があります。
4	めざすべき姿	複雑多様な災害に迅速に対応できる消防体制を構築できています。
5	取組むこと	消防車両や資機材等の計画的更新整備を図ります。また、大規模災害への対応として消防本部と消防団の連携を強化するとともに、自主防災組織、自衛消防隊 ^{※1} とも連携し、地域コミュニティの災害対応力の向上を図ります。
1	取組番号	4-2-2
2	取組名	救急業務の充実強化
3	現状と課題	高齢化の進展などに伴い、救急の要請は今後も増加することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう救急業務の充実強化を進める必要があります。
4	めざすべき姿	救急隊員の能力向上や医療機関との連携を強化し、円滑な救急活動を実施できています。
5	取組むこと	円滑な救急活動を実施するため、職員を計画的に医療機関へ派遣し研修を行うとともに、各関係機関との連携を強化します。また、応急手当講習会を実施するとともに、救急車の適時・適切な利用を啓発します。

1	取組番号	4-2-3
2	取組名	火災予防の推進
3	現状と課題	市民や事業所に対して消防訓練や立入検査などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。
4	めざすべき姿	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。
5	取組むこと	防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。 住宅用火災警報器の適正な維持管理と設置を促進するとともに、防火管理業務の指導を適切に行い、被害の軽減を図ります。

※1 自衛消防隊

消防法において、一定規模を有する事業所に設置が義務付けられている、事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-3	防犯・消費者教育
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	市民がより安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の多様化や社会情勢の変化に対応した防犯対策を推進する必要があります。 また、高齢化やデジタル化の急速な進展など、社会情勢の変化に伴い、消費者被害・トラブルも多様化・複雑化しており、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。	
5	施策の方向性	安全で安心な地域社会を実現するため、市民、行政(市・警察)、関係団体が連携し、防犯対策の推進や防犯意識の高揚を図り、地域防犯力の向上につなげます。 また、消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、自立した消費者を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全・安心の確保に取り組めます。	
6	施策内の取組	4-3-1	防犯対策の推進
		4-3-2	消費者教育の推進
7	分野別計画等	国土強靱化地域計画	
8	主な関連法律	消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-3-1
2	取組名	防犯対策の推進
3	現状と課題	地域・学校・警察・市が連携し、近年の犯罪事象の変化に対する対応に加え、引き続き犯罪防止や防犯に有効な箇所を選定し、防犯カメラや防犯灯等を設置するなどの環境整備を進めるとともに地域防犯力向上に向けて、茨木防犯協会への活動支援や市民への防犯啓発等を行っており、継続した対策や対応が必要です。
4	めざすべき姿	安全・安心に暮らすための環境が整備され、一人ひとりが高い防犯意識を持ち、地域・学校・警察・市が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っており、犯罪件数が毎年減少しています。
5	取組むこと	地域・学校・警察・市が犯罪抑止のために連携し、プライバシーの保護に配慮した市設置の防犯カメラの適正な運用及び地域における防犯カメラ設置の支援を行うとともに、防犯灯設置等の対策を進めていきます。また、地域の防犯活動を推進し、茨木防犯協会の青色防犯パトロール ^{※1} 等の活動支援を行っていきます。
1	取組番号	4-3-2
2	取組名	消費者教育の推進
3	現状と課題	少子高齢化、情報化など、社会情勢の変化により、消費者トラブルは多様化・複雑化しています。成年年齢引下げなどにより、若年層の消費者トラブルが増加、高齢者を狙った悪質商法 ^{※2} や特殊詐欺 ^{※3} も後を絶ちません。学校、地域、家庭、職場等において、消費者教育を総合的かつ一体的に実践することが求められています。
4	めざすべき姿	市民の一人ひとりが、消費者の権利と役割及び自立について理解し、合理的な意思決定と消費行動ができる能力が育まれています。また、消費者教育の充実等により、危険を未然に回避し、暮らしの安全、安心が確保されることで、一人ひとりが持続可能な社会の実現に向けて寄与できています。
5	取組むこと	関係機関との連携による各世代への消費者教育や啓発を通じ、消費者トラブルや製品事故等の未然・拡大防止や被害の回復に取り組み、自立した消費者 ^{※4} の育成に努めます。

※1 青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールのことを言います。

※2 悪質商法

組織的・反復的に行われる不当な方法を用いた商取引のことを言います。マルチ商法(商品を販売しながら会員を増やす)やキャッチセールス(駅や繁華街で誘い商品を買わせる)などがあります。

※3 特殊詐欺

電話などを用いて対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。オレオレ詐欺、還付金詐欺などがあります。

※4 自立した消費者

多くの情報を適切に収集・分析し、主体的、合理的な判断を行い、行動することができる消費者のことを言います。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-1	交通
3	SDGsの位置付け	 	
4	施策の必要性	公共交通サービスの低下や高齢化の進展等の課題がある中、ICT技術が向上する等、社会情勢の変化に伴い、実情にあった交通施策が求められています。また、主要な幹線道路が混雑しており、渋滞対策が求められています。市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、混在している状況となっていることから、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。	
5	施策の方向性	総合交通戦略に基づき、交通インフラの整備や歩行者・自転車通行空間の安全性向上等、総合的な交通施策を進めます。また、市内幹線道路網の構築を図り、市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、交差点の改良を検討し、渋滞対策を進めます。さらに、駅を中心としたエリアごとの駐車場需要に対応するため、施設の再編を進めます。	
6	施策内の取組	5-1-1	公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
		5-1-2	多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
		5-1-3	社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築
		5-1-4	駐車場・駐輪場の適正化
7	分野別計画等	総合交通戦略	
		自転車利用環境整備計画	
		バリアフリー基本構想	
8	主な関連法律	道路法、道路交通法、地域公共交通活性化法、道路運送法、バリアフリー法、自転車活用推進法、駐車場法、自転車法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-1-1
2	取組名	公共交通を中心とした、人と環境にやさしい交通環境の構築
3	現状と課題	運転士不足に起因する路線バスの減便等が懸念されており、公共交通のサービス水準を維持していく必要があります。また、歩行者、自転車が共存しながらも安全に移動できるよう、道路環境の形成並びに交通ルールやマナーに対する啓発活動の強化が求められています。
4	めざすべき姿	市民は公共交通の特性を理解し、積極的に利用することで守る意識が醸成され、市内の公共交通網が維持されています。また、安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高まりにより、事故の発生件数は減少し、安全かつ快適な通行が実現しています。
5	取組むこと	公共交通の積極的な活用を促すため、公共交通事業者と連携し、市民向けの出前講座を開催する等、利便性向上に向けた仕組みについて、検討・調整を進めます。また、歩行者、自転車が安全に移動できる道路環境を形成するとともに、通行ルールやマナーに対する啓発活動を行います。
1	取組番号	5-1-2
2	取組名	多様な都市活動を支援し、地域交流の促進に資する交通環境の構築
3	現状と課題	主要な幹線道路が混雑しています。周辺都市への通勤通学や市内の日常生活、休日における市外からの来訪も含めた多様な都市活動を支援するため、公共交通の利用環境改善や自動車交通の円滑化を図り、地域の活性化につながるような交通環境を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進、主要交差点の渋滞緩和対策により市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また、公共交通は待合環境、運行情報や乗り場案内の充実により快適に利用できています。
5	取組むこと	市内幹線道路の整備や渋滞対策等を計画的に進めるとともに、交通結節点 ^{※1} の機能強化や公共交通のわかりやすい情報案内、待合環境の改善に取り組めます。

1	取組番号	5-1-3
2	取組名	社会変化に対応した持続可能な交通環境の構築
3	現状と課題	山間部は居住人口が少なく、路線バスの輸送特性が発揮しにくいいため、バス運行の維持が困難になっています。公共交通利用が著しく不便になる地域において、交通ICT技術の活用を含め、地域と一緒に必要な交通手段を検討する等、社会変化に対応した持続可能な交通環境を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	移動に不便を感じる地域において、公共交通や福祉交通等により持続可能な交通環境が構築されています。また、公共交通事業者の労働環境が改善され、安定的な人材確保により公共交通が維持されています。
5	取組むこと	地域も積極的に参加する持続可能な交通手段の導入検討を進めます。公共交通を担う人材の確保など交通事業者の運営環境改善に向けた取組を推進します。
1	取組番号	5-1-4
2	取組名	駐車場・駐輪場の適正化
3	現状と課題	駅周辺における駐車場、駐輪場については一定充足していますが、民営の駐車場、駐輪場と連携した施設配置や役割分担が明確になっていません。また、一部の市営駐車場、駐輪場については、老朽化への対応が求められています。
4	めざすべき姿	駐車需要施設の設置者をはじめとした民間事業者との連携により、交通の状況や地域の特性に応じた駐車場、駐輪場が適正に配置、運営されています。
5	取組むこと	駅周辺のあり方を踏まえ、民間事業者との役割分担を踏まえた施設の再編や、各施設の受け入れ車種等の運営面について適正化を図るほか、計画的な老朽化対策を実施します。

※1 交通結節点

バスや電車、タクシー、自動車、自転車等さまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点を言います。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-2	産業・観光・労働
3	SDGsの位置付け	       	
4	施策の必要性	新鮮で安全・安心な農作物や里山の保全が求められる一方で、農林業従事者の高齢化や後継者不足の進行により、適切な農地や森林の維持・管理が困難になる事態が予測され、地域農林業の維持・発展のため、新たな担い手の確保・育成する取組が必要です。 また、精力的な事業活動はまちのにぎわい、生活利便性の向上、地域経済の活性化、雇用・就労につながることから、産業の新陳代謝を高め、事業者の活力を増進させる取組が必要です。 観光については、地域の活性化やまちへの愛着醸成に向けて、市内外からの来訪及び交流活動を促進する取組が必要です。	
5	施策の方向性	都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や森林整備を促進するとともに、企業等も含めた新たな担い手の確保・育成や地域ぐるみでの営農や里山保全の維持・発展を図ります。 また、産業振興においては、人材確保や生産性の向上など事業活動の基盤強化をサポートするとともに、創業や新事業展開など成長をめざす事業者を積極的に支援します。さらに、企業の魅力につながる働きやすい職場環境整備の推進や人材育成を支援することにより、求職者の安定就労、企業の人材確保を図ります。 観光では、茨木市の豊富な地域資源を最大限に活用し、関係団体等と連携して効果的な情報発信を行うことで、市内での回遊、消費を促進します。	
6	施策内の取組	5-2-1	農林業の振興
		5-2-2	事業活動の支援
		5-2-3	事業者の創出や成長促進
		5-2-4	観光の振興
		5-2-5	雇用・就労の支援
7	分野別計画等	産業振興アクションプラン	
		農業振興地域整備計画	
		農業経営基盤強化促進基本構想	
		鳥獣被害防止計画	
		森林整備計画	
8	主な関連法律	農業基本法、基盤法、農振法、都市農業振興基本法、活性化法、多面法、みどりの食料システム法、六次産業化法、特定農地貸付法、市民農園整備促進法、森林法、森林経営管理法、土地改良法、中小企業基本法、中小企業信用保険法、大店立地法、労基法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-2-1
2	取組名	農林業の振興
3	現状と課題	農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。農林業について多くの市民に関心をもってもらうため、有効な手段の一つとして、農林業を体験できる機会の創出を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	農業生産施設や農村生活環境が整備され、多様な担い手により、農業が営まれています。市内各所で農業に関連したイベントが開催され、市民と農業者の交流が深まるとともに、安全・安心な地場産農作物が市民に供給されています。また、森林ボランティア等により、計画的かつ適切な森林整備が進んでいます。
5	取組むこと	就農者育成施設「あぐりば」※1で新規就農者を育成するとともに、「地域農家制度」※2を活用した多様な担い手の確保に努めます。また、生産基盤や生活環境基盤を整備し、特産品等の栽培や6次産業化の取組、災害リスクの低減にもつながる森林整備を支援します。市民と農業者が交流できる機会の創出を図ります。
1	取組番号	5-2-2
2	取組名	事業活動の支援
3	現状と課題	グローバル化や人材不足、情報化の進展など、社会経済情勢の変化を受けて事業者の経営環境は厳しく、ICTの活用や人材確保、生産性の向上などが課題となっています。市内事業者の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。
4	めざすべき姿	市内事業者の操業継続、成長志向のある事業者の取組により、地域経済が発展しています。
5	取組むこと	企業訪問や経営相談等により市と事業者の関係性を深めるとともに、事業者の認知向上による販売促進や人材確保、生産性向上に向けた取組の促進など、事業者の操業継続を支援します。

1	取組番号	5-2-3
2	取組名	事業者の創出や成長促進
3	現状と課題	民間の支援機関とも連携して創業支援には重点的に取り組んでいます。事業者同士の交流や販路開拓など創業後の事業継続・発展につながる支援も求められています。また、大学の立地など、本市の強みを産業振興にいかす取組が重要です。
4	めざすべき姿	創業希望者の支援や産学連携・事業者連携の推進により、多様なビジネスへのチャレンジや創業者の増加、付加価値の創出など、地域産業の新陳代謝が促進されています。
5	取組むこと	商工会議所、金融機関、大学など、地域の主体と連携し、創業や新事業展開へのチャレンジを支援します。
1	取組番号	5-2-4
2	取組名	観光の振興
3	現状と課題	豊かな自然や歴史・文化資源、四季折々のイベントなど、本市の地域資源をいかした取組を進めていますが、新たな観光資源の創出を契機に、さらに本市への来訪や市内での回遊・活動を促進することが必要です。
4	めざすべき姿	多様な主体と連携しながら、本市の魅力の磨きあげ・認知向上を図ることで、本市への来訪や回遊・消費の促進、好感・愛着の形成につながり、持続的な地域活性化が図られています。
5	取組むこと	観光協会をはじめ民間団体や事業者・近隣市とも連携しながら、体験や消費につながる魅力的なコンテンツの充実に取り組み、ターゲットに訴求するよう効果的なプロモーションを行います。

1	取組番号	5-2-5
2	取組名	雇用・就労の支援
3	現状と課題	価値観やライフスタイルの多様化により、求職者の希望する働き方に対応した就労支援を継続するとともに、人材不足の影響を受ける中小企業等の人材確保に向けた取組を支援する必要があります。
4	めざすべき姿	中小企業等は市民、市内学生の人材を確保でき、職場では若者、女性、障害者、高齢者等多様な就労者が希望する就労を実現し、活躍しています。
5	取組むこと	企業に対する多様な人材の活用への理解促進や働きやすい職場環境づくりの推進、求職者・就労者に対するスキルアップ支援により、企業の人材確保や就労者の能力とライフスタイルに応じた就労を支援します。また、関係機関と連携し、求人・求職者のニーズを的確に捉えた合同就職面接会の実施等、実効性のある就労支援を行います。

※1 就農者育成施設「あぐりば」

市内で農業経営を開始したい非農家を対象に、農業経営に必要な知識や技術等を年間を通じて学ぶための場として、市北部に整備された市の研修圃場です。卒業生は「地域農家制度」の活用が可能です。

※2 地域農家制度

農地の貸借は基本的に農家資格が必要となりますが、農業技術があり、地域のルールが守れる等の要件を満たした非農家の方を「地域農家候補者」として認定し、認定された方は市内の農地を借りることができる市独自の制度です。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-3	都市計画
3	SDGsの位置付け	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 13 気候変動に 具体的な対策を 15 陸の豊かさも 守ろう 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
4	施策の必要性	少子高齢化・人口減少時代の中、本市の特性・魅力である、山半分まち半分の地形等をい かしながら、北部地域と中心市街地の整備を核に、適切に土地利用誘導を図り、拠点とネッ トワークによるコンパクトな生活圏の形成、景観と緑の保全・活用により、魅力ある都市づく りを進める必要があります。 また、地域住民、民間事業者等による主体的な取組を支援するなど、市民とともにまちづくり を進めていく必要があります。	
5	施策の方向性	北部地域や中心市街地など、地域特性に応じた市街地・拠点整備、都市基盤整備や魅力向 上の取組等を進めるとともに、秩序ある土地利用誘導並びに景観と緑・公園の保全・活用に より良好な都市環境を形成します。 また、多様な主体とビジョン(計画)を共有・連携し、居心地のいい「ひと中心のまちなか」を 形成することで、誰もが暮らしやすく、多様な活動ができる魅力的な都市づくりを進めます。	
6	施策内 の取組	5-3-1	計画的な土地利用と市街地・拠点整備
		5-3-2	魅力ある中心市街地の整備
		5-3-3	北部地域の魅力向上
		5-3-4	景観形成の推進
		5-3-5	緑のまちづくりの推進
7	分野別 計画等	都市計画マスタープラン	
		立地適正化計画	
		中心市街地活性化基本計画	
		景観計画	
		緑の基本計画	
8	主な 関連法律	都市計画法、中心市街地活性化法、文化財保護法、博物館法、景観法、屋外広告物法、都 市再生特別措置法、流通業務市街地整備法、生産緑地法、土地区画整理法、国土利用計 画法、都市公園法、都市緑地法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-3-1
2	取組名	計画的な土地利用と市街地・拠点整備
3	現状と課題	立地適正化計画の趣旨を踏まえながら、都市計画制度等を適宜適切に運用し、地域特性に応じた計画的で秩序ある土地利用の誘導と市街地・拠点整備や都市基盤整備を進めています。 また、駅周辺等の地域拠点や生活拠点においては、生活に必要な都市機能の維持・充実に図るとともに、地域住民や大学、民間事業者等の多様な主体とともにまちづくりを進めるため、<u>エリアマネジメント</u>^{※1}の取組など、さらなる連携を進める必要があります。
4	めざすべき姿	社会情勢の変化に対応した適切な土地利用誘導と市街地・拠点整備や都市基盤整備により、持続可能で良好な市街地が形成されています。また、各拠点では、都市機能が維持・増進し、地域の暮らしやすさが向上しています。 さらに、多様な主体とともにまちづくりを進めることにより、主体的な活動が生まれ、地域の魅力や価値の向上につながり、暮らしやすく過ごしやすい都市空間が創出されています。
5	取組むこと	都市計画制度や開発許可制度等の適切な運用により、秩序ある土地利用を誘導し、計画的な都市整備を進めます。 また、各拠点の整備と必要な都市機能の維持・充実に取り組むとともに、地域住民による主体的な活動の支援や民間事業者のノウハウ等の活用により、多様な主体とともにまちづくりを進めます。
1	取組番号	5-3-2
2	取組名	魅力ある中心市街地の整備
3	現状と課題	中心市街地では、おにクルの開館や元茨木川緑地リ・デザイン^{※2}の整備により、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が日常的に見られるようになりましたが、両駅前施設の老朽化等により魅力や機能が低下していることや、両駅間道路の歩道が狭く、道路空間にゆとりがないことが課題となっています。 中心市街地の2コア1パーク&モール^{※3}の都市構造を強みと捉え、これらの景色や様々な取組を「点」で終わらせることなく、「線」でつなぎ、エリア全体に「面」へと波及させることにより、中心市街地の魅力を高め、活性化を図る必要があります。
4	めざすべき姿	市民会館跡地エリアや駅周辺など中心市街地の整備が進み、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が中心市街地全体に広がっています。 また、起業家への支援などにより魅力的な商店等が生まれるとともに、公共空間の活用による日常的なイベントなどの様々な「ひと・プロセス重視」の共創の取組が継続され、茨木らしい豊かさや幸せを共感できる中心市街地になっています。
5	取組むこと	市民会館跡地エリア、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の整備、両駅間道路の歩きやすく歩きたくなる空間デザインなどにより、魅力ある居心地のいい空間の創出を図ります。 また、中心市街地活性化基本計画の推進や<u>まちづくり会社</u>^{※4}等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。 さらに、次なる<u>茨木グランドデザイン</u>^{※5}において積み重ねてきたプロセスを次のまちづくりにつなげる「ひと中心の茨木まちなか戦略」^{※6}により、中心市街地の将来像や価値観を共有し、共感を広げ、多様な主体を巻き込みながら様々な事業・活動の創出とコーディネートに取り組めます。

1	取組番号	5-3-3
2	取組名	北部地域の魅力向上
3	現状と課題	北部地域「いばきた」では、農地や里山などの緑豊かな自然が魅力ですが、高齢化や担い手不足、各種制度等の規制により維持・保全が課題となっています。一方、彩都東部地区では新名神高速道路の開通を契機とした産業集積拠点の形成や安威川ダムの周辺には、官民連携事業による都市公園「ダムパークいばきた」の整備が進められています。
4	めざすべき姿	「いばきた」では、豊かな歴史文化や農地、里山といった自然資源等が市民等によって守られ、良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備されるとともに、「いばきた」に関心を持つ多様な人々や市内外からの多くの来訪者との交流が増え、活性化が図られています。
5	取組むこと	豊かな歴史文化や自然資源に加え、ハブ拠点としての役割が期待される「ダムパークいばきた」等「いばきた」の魅力を発信することで、地域に主体的に関わる関係人口(=いばきたのファン)の増加と観光地としての注目を高め、暮らしやすく、過ごしやすい持続可能な「いばきた」として、多様な人々の交流により地域活性化を図ります。また彩都東部地区においても企業間連携や人的交流をもとに多様な共創の場・機会を創出し、地域活性化に貢献する企業の集積を図ります。
1	取組番号	5-3-4
2	取組名	景観形成の推進
3	現状と課題	景観計画や景観条例、屋外広告物条例等により、本市の特性を踏まえた魅力ある景観形成に向けて、市民や事業者との協働による取組を進めており、引き続き、一人ひとりの意識を高め、良好な景観づくりを推進することが必要です。
4	めざすべき姿	魅力ある景観形成は、まちに豊かさやうるおいを与え、人々の生活の質の向上に資するものであり、市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。
5	取組むこと	景観計画や景観条例、屋外広告物条例等に基づき、官民連携による魅力ある景観形成を進めます。また、中心市街地においては、ひとが中心の思い思いの活動や過ごし方が繰り広げられるような活動が景色となる景観の形成に向けて、めざす姿の共有や事業者等とともに多様な活動を図ります。

1	取組番号	5-3-5
2	取組名	緑のまちづくりの推進
3	現状と課題	都市公園や緑地、民間開発に伴う公園等の整備により、都市におけるみどり空間の充実を進めています。今後、「使われ活きる公園」をめざすために、「共創」の視点も取り入れ、利活用の推進、民間活力の導入、地域団体等による管理運営の担い手の育成等を進めていく必要があります。
4	めざすべき姿	都市におけるみどり空間の再整備や充実が進み、多様な主体による「使われ活きる公園」など、市民の憩いの場となる都市空間が形成されています。
5	取組むこと	公園等の整備・再整備にあたっては緑陰を考慮したみどり空間等の確保に努め、地域との連携のもと、公園施設等の更新を進めます。また、公園ごとの特色をいかした利活用、民間活力の導入や、住民による緑化活動を進めます。

※1 エリアマネジメント

一定の地域における良好な環境や地域の価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取組です。

※2 元茨木川緑地リ・デザイン

本市中心部を南北約5kmに縦断する元茨木川緑地の老朽化対策として、改修や更新を行う単なるリニューアルではなく、今までの良さも残しつつ、市民の多様で魅力ある活動が生まれ、市民の関わりと活動が広がる場とする取組です。

※3 2コア1パーク&モール

中心市街地の都市構造を東西に位置するJR茨木駅・阪急茨木市駅周辺を「コア」、中心のおにクルを含めた中央公園・元茨木川緑地等を「パーク」、2つのコアを結ぶストリートや商店街を「モール」と捉え、面的な視点での活性化を推進しています。

※4 まちづくり会社

中心市街地の活性化に向けて、茨木商工会議所、市内大学、民間企業、市が出資し設立した会社で、公益性と企業性を併せ持つ特徴を活かし、行政や民間企業だけでは実施困難な事業などに取り組みます。

※5 次なる茨木グランドデザイン

市民・民間・大学・行政等の多様な主体とともに、活動のプロセスの積み重ねにより、中心市街地のまちの将来像を作り上げていく取組です。

※6 ひと中心の茨木まちなか戦略

中心市街地において、幸せや豊かさを共感できる「ひと中心のまちなか」にしていくために、求めていく価値観やコンセプト、実現のために必要な考え方等を示したものです。

1 施策の概要

1	将来像	5	産業・都市
2	施策	5-4	住環境
3	SDGsの位置付け	  	
4	施策の必要性	地域コミュニティの希薄化が懸念される中、若者・子育て世帯から高齢者世帯など誰もが安心して暮らすことができる居住環境の充実が求められています。 また、空家の数は増加傾向にあり、高経年化と区分所有者の高齢化が進行する分譲マンションも増加しており、適正な住宅の維持が求められています。 さらに、良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。	
5	施策の方向性	今後も増加が懸念される空家については、管理不全の解消や空家化の予防抑制に向けた所有者への働きかけを行います。また、高経年化が進行する分譲マンションについては、管理組合による管理の適正化に向けた支援を行い、身近な住環境の保全をめざします。 さらに、市営住宅を適切に維持管理をすることにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、住宅セーフティネットとしての役割を果たします。	
6	施策内の取組	5-4-1	住み続けられる・安心して住める環境づくり
7	分野別計画等	居住マスタープラン	
		空家等対策計画	
8	主な関連法律	住生活基本法、空家特措法、住宅セーフティネット法、マンション管理適正化法、マンション建て替え円滑化法、建築基準法、エコまち法、バリアフリー法、公営住宅法	

2 各取組の内容

1	取組番号	5-4-1
2	取組名	住み続けられる・安心して住める環境づくり
3	現状と課題	核家族化や高齢化により空家の数は増加し、また、建物の高経年化や区分所有者の高齢化が進行する分譲マンションも増加しており、所有者による適切な住まいの維持管理が行われる必要があります。 単身世帯の増加や持ち家率の低下などにより、高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズがさらに高まることが見込まれます。
4	めざすべき姿	住宅の所有者自らによる適切な維持管理が行われ、また、分譲マンションについては管理組合による修繕積立金の確保や適正な管理運営が行われることで、将来にわたり良質な住宅ストックが維持されています。また、市営住宅等の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅については適切な管理運営が行われることで、引き続き多様な居住ニーズやセーフティネット住宅の受皿となっています。
5	取組むこと	世代や世帯などに応じた良好な住まいの構築に向けて、維持管理に関する意識啓発や情報提供などを行います。また、管理不全の空家に対しては、適宜、適正管理の働きかけを行うとともに、地域住民と連携した空家化の予防に向けて取り組みます。 分譲マンションについては、管理適正化に向けた情報提供や管理組合への働きかけを行います。市営住宅については、引き続き住宅セーフティネットの役割を担うべく、計画的な維持管理を行います。さらに、法改正を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図るための取組を行います。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-1	脱炭素
3	SDGsの位置付け	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
4	施策の必要性	温室効果ガス排出量の増加が原因とされる気候変動が地球規模の課題となっています。地球温暖化問題は、社会経済活動のみならず、人間の存続の基盤である環境・自然資本を劣化させ、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、市民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体が参加・連携して取り組むことが求められています。2050年ゼロカーボン達成※¹に向け、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する気候変動への適応に対する取組が必要です。	
5	施策の方向性	市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めるとともに、気候変動による影響への適応策の取組の推進を図ります。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルを見直すことにより脱炭素をめざします。	
6	施策内の取組	6-1-1	脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発
		6-1-2	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
		6-1-3	気候変動による影響への適応策の推進
7	分野別計画等	環境基本計画	
		地球温暖化対策実行計画	
		再生可能エネルギー導入戦略	
8	主な関連法律	環境基本法、温対法、省エネ法、FIT法、グリーン購入法、環境配慮契約法、気候変動適応法、エネルギー政策基本法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-1-1
2	取組名	脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発
3	現状と課題	地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、意識啓発の取組を進めています。本市のエネルギー使用量は概ね減少傾向にありますが、2050年ゼロカーボン達成に向けては、より一層の脱炭素と省エネルギーの取組が必要です。
4	めざすべき姿	市民等の環境に関する意識が高まり、脱炭素と省エネルギーの実践が進んでいます。
5	取組むこと	市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの脱炭素化と省エネ化を推進します。情報交換の場を提供することで、市民、事業者と連携した取組を推進します。
1	取組番号	6-1-2
2	取組名	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
3	現状と課題	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。将来世代のためにも、脱炭素の実現に向けた暮らしや事業活動が求められています。
4	めざすべき姿	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入により、脱炭素の実現に向けた取組が暮らしや事業活動の中で進んでいます。
5	取組むこと	公共施設では、再生可能エネルギー等を率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。

1	取組番号	6-1-3
2	取組名	気候変動による影響への適応策の推進
3	現状と課題	地球温暖化による影響は既に現れており、今後さらに増大するおそれがあります。気候変動の影響に対処するため、脱炭素化だけではなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。
4	めざすべき姿	気候変動による影響について、各主体が気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に取り組んでいます。
5	取組むこと	気候変動の影響と適応策に関する普及啓発を行うほか、自然災害への備えや熱中症対策・ヒートアイランド対策などの取組を推進します。

※1 2050年ゼロカーボン達成

2050年までにCO₂(二酸化炭素)の排出を実質ゼロにすることです。また、その目標を目指すことを表明をした地方自治体をゼロカーボンシティと言います。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-2	自然環境
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	生物多様性^{※1}の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ(自然再興)実現のため、多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。	
5	施策の方向性	みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、自然とふれあう機会の創出に取り組み、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促します。自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵み＝生態系サービスを維持し回復させるため、生物多様性の保全に取り組みます。	
6	施策内の取組	6-2-1	自然資源の利用の推進
		6-2-2	生物多様性の保全
7	分野別計画等	環境基本計画	
		里山保全構想・基本計画	
		鳥獣被害防止計画	
8	主な関連法律	環境基本法、生物多様性基本法、外来生物法、鳥獣保護法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-2-1
2	取組名	自然資源の利用の推進
3	現状と課題	里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。
4	めざすべき姿	美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。また、間伐材などの有効利用が進んでいます。
5	取組むこと	森林保全ボランティアや農業の担い手を確保・育成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。森林環境譲与税を利用し、森林整備や木材利用の促進などを進めます。地域で取組まれる有機農業や減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を推進します。
1	取組番号	6-2-2
2	取組名	生物多様性の保全
3	現状と課題	放置森林の増加や外来生物の侵入、気候変動の影響等様々な理由により、動植物の生態系に変化が見られます。特定外来生物については、近年市内へ侵入した種や、全国的に被害を及ぼし近隣市町において被害が拡大している種が確認されています。生物多様性の保全・回復のため、生物多様性の重要性について、周知する必要があります。
4	めざすべき姿	多様な動植物が生息・生育できる環境が保全・整備されており、生きもの同士のつながりが保たれています。 生きものや自然とふれあう機会が確保されており、自然に癒しや親しみを感じられます。生物多様性の重要性が広く周知され、豊かな自然環境が保全されています。
5	取組むこと	里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整えます。 鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。 事業者やボランティア団体等と連携し、市民が生きものとふれあえる機会を提供するとともに、生物多様性の重要性について、周知・啓発を行います。 特定外来生物 ^{※2} をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。

※1 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。多様な環境の中で生物がつながりあって生きている「生態系の多様性」、多くの種類の生物がいる「種の多様性」、同じ種類の生物でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があります。

※2 特定外来生物

本来日本には生息・生育しておらず、生物本来の移動能力を超えて国内に持ち込まれた海外起源の外来種を、外来生物と言います。外来生物の中でも特に生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすと考えられ、外来生物法により指定された生物が特定外来生物です。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-3	資源循環
3	SDGsの位置付け	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	
4	施策の必要性	環境への負荷が低減された循環型社会の構築、気候変動問題への解決に向けた脱炭素社会の実現及び生態系・海洋環境に影響を与えている海洋プラスチックごみ問題などに取り組むためには、ごみの減量化及び再資源化の推進が不可欠です。 また、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組とともに、さらなる分別の徹底により、ごみの発生を抑制し、再利用及び再資源化を推進することが求められています。	
5	施策の方向性	プラスチック製品や容器包装など、新たな分別品目の追加を検討し、市民等への意識啓発に努めるほか、ごみが適正に分別収集されることで資源の循環を進めます。また、ごみ処理施設の効率的な運転を進めて経費の抑制を図ります。	
6	施策内の取組	6-3-1	減量化の推進
		6-3-2	再資源化の推進
		6-3-3	適正処理の推進
7	分野別計画等	環境基本計画	
		一般廃棄物処理基本計画	
		一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画	
8	主な関連法律	環境基本法、循環基本法、廃棄物処理法、リサイクル法、容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、食品ロス削減推進法、資源有効利用促進法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-3-1
2	取組名	減量化の推進
3	現状と課題	家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、重点施策である食品ロス削減やプラスチックごみ削減等について、さらなる取組が必要です。
4	めざすべき姿	家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。
5	取組むこと	家庭系ごみについては、食品ロス削減やプラスチックの資源循環の促進に向けて、事業者と連携した取組を進めます。事業系ごみについては、ごみ排出抑制に向けた啓発・指導や不適正ごみ搬入防止への取組を進めます。
1	取組番号	6-3-2
2	取組名	再資源化の推進
3	現状と課題	市の分別収集や拠点回収、地域住民による集団回収、事業者による店頭回収により、再資源化を促進していますが、さらなる資源循環を進めるため、さらなる分別と再資源化への取組が必要です。
4	めざすべき姿	家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。
5	取組むこと	家庭系ごみは、これまでの取組に加え、廃プラスチックの分別と再資源化への検討を進めます。事業系ごみは、再資源化に関する情報発信や助言に努めます。

1	取組番号	6-3-3
2	取組名	適正処理の推進
3	現状と課題	ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運転及び経費の抑制に努める必要があります。
4	めざすべき姿	ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコスト等の抑制を図られています。
5	取組むこと	ごみが適正に分別収集されるように市民・事業者等との連携を図ります。また、ごみの収集から処分に至るまでの方法や経費負担のあり方について検討するとともに、ごみ処理施設の計画的な整備と効率的な運転に努めます。そして、安定的で円滑な広域処理に努めます。

1 施策の概要

1	将来像	6	環境
2	施策	6-4	生活環境
3	SDGsの位置付け	     	
4	施策の必要性	事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や事業活動に伴う騒音、悪臭などの環境問題の改善や、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設※¹設置による周辺環境への影響などの環境問題に対応を図る必要があります。 また、標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。 さらに、快適な生活環境を確保するため、引き続き、市民マナー意識の向上を図る必要があります。	
5	施策の方向性	大気・水環境等の環境監視による環境の把握と事業者に対する指導に努めるとともに、下水道や公設浄化槽による整備により生活環境の保全の推進に努めます。 また、下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。 さらに、意識啓発により市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。	
6	施策内の取組	6-4-1	健康に過ごすことができる生活環境の保全
		6-4-2	化学物質等による環境リスクの低減
		6-4-3	快適環境の保全
7	分野別計画等	環境基本計画	
		一般廃棄物処理基本計画	
8	主な関連法律	環境基本法、大防法、水濁法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土対法、PRTR法、ダイオキシン類対策特別措置法、瀬戸内海環境保全特別措置法、水道法、下水道法、浄化槽法、廃棄物処理法	

2 各取組の内容

1	取組番号	6-4-1
2	取組名	健康に過ごすことができる生活環境の保全
3	現状と課題	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続する必要があります。標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築等により機能を保全する必要があります。 また、公共下水道や公設浄化槽の整備が進んでいますが、接続促進及び水洗化促進による生活排水対策を進める必要があります。
4	めざすべき姿	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。また、事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。
5	取組むこと	生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づき、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。 下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。また、生活排水対策が必要な箇所については、公共下水道や公設浄化槽による整備を行うとともに、接続促進及び水洗化促進により生活環境の改善を図ります。
1	取組番号	6-4-2
2	取組名	化学物質等による環境リスクの低減
3	現状と課題	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。
4	めざすべき姿	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。
5	取組むこと	化学物質を取り扱う事業所に対しては、PRTR制度 ^{※2} に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定 ^{※3} を締結して周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。

1	取組番号	6-4-3
2	取組名	快適環境の保全
3	現状と課題	生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが発生しており対策が必要です。 ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。
4	めざすべき姿	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。
5	取組むこと	モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。また、ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。

※1 ライフサイエンス系施設

遺伝子組換え実験等及び遺伝子組換え生物の保管、運搬を行うための施設です。

※2 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれだけ環境中に排出されたか、又は廃棄物などとして事業所外に出たかを、国が集計し公表する仕組みです。

※3 環境保全協定

「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき、ライフサイエンス系施設の設置の際に市と事業者との間で締結し、周辺の環境に影響を及ぼさないようにするために、安全管理組織の整備、事故等の未然防止等について定めるものです。

1 施策の概要

1	将来像	7	行財政運営
2	施策	7-1	行政運営
3	SDGsの位置付け	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	
4	施策の必要性	少子高齢化による生産年齢人口の減少、デジタル社会の進展、多様化・パーソナル化する市民ニーズなど、行政課題が複雑・多様化しています。このような中で持続可能なまちづくりを進めていくためには、行政課題に的確に対応し、計画的で持続可能な行財政運営が求められています。また、共創のまちづくりやSDGsの推進、市民ニーズの多様化に伴い、組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりが求められています。	
5	施策の方向性	計画の目標を達成するために適正なマネジメントサイクルを進めるとともに、デジタル技術を積極的に活用した市民サービスの向上と行政運営の効率化を進めます。 また、各主体と連携するなど、まちの魅力や市政に係る情報を効果的かつ戦略的に発信するとともに、計画的な人材の育成及び多様な人材の確保に努めます。 さらに、SDGsの趣旨を踏まえつつ、多様な主体とのパートナーシップのもとで取組を進めるとともに、各主体とSDGsの目標を共有し、持続可能な自治体運営を進めていきます。	
6	施策内の取組	7-1-1	計画的な政策の推進
		7-1-2	デジタル化社会の実現
		7-1-3	まちの魅力発信
		7-1-4	広報広聴活動の推進
		7-1-5	地域社会の発展に貢献できる職員の育成
7	分野別計画等	次なる茨木のためのICTビジョン	
		情報発信基本方針	
		人材育成・確保基本方針	
8	主な関連法律	地方自治法、デジタル手続法、マイナンバー法、官民データ活用推進基本法、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、地方公務員法	

2 各取組の内容

1	取組番号	7-1-1
2	取組名	計画的な政策の推進
3	現状と課題	将来を見据えた長期的な視点で計画的に行政活動を推進するため、SDGsなどの社会情勢を踏まえながら、総合計画と分野別の行政計画を体系立てて策定し、適切に進行管理をする必要があります。また、予測不能で複雑に変化する時代に応じた柔軟な行政運営も求められています。
4	めざすべき姿	計画の取組状況を適切に評価し、改善につなげていく行財政マネジメントシステム ^{※1} が機能しているほか、突発的な課題や社会ニーズに、的確かつ柔軟に対応しています。
5	取組むこと	総合計画と分野別の行政計画の整合性の確保しつつ、効率的な進行管理を行います。また、計画の確実な推進のため、取組状況や社会情勢の変化に応じた評価を行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。
1	取組番号	7-1-2
2	取組名	デジタル化社会の実現
3	現状と課題	市民のくらしのデジタル化を進める中で、行政手続のオンライン化や市役所窓口の効率化に加え、一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を図る必要があります。一方で、デジタル技術の利用が困難な方への配慮が必要です。また、持続可能な自治体運営を行うため、積極的なデジタル技術の活用によるさらなる行政サービスの最適化・効率化が必要です。
4	めざすべき姿	一人ひとりのくらしに適した行政情報が適時に提供され、手続等がデジタルで完結することを原則とした利便性の高い環境が整備されています。一方で、デジタル技術の利用が困難な方に行政サービスを利用するための適切な手段が提供されています。また、デジタル技術の積極的な活用により、人口減少社会に対応した持続可能な行政運営を継続しています。
5	取組むこと	手続等がデジタルで完結することを原則として、申請における利便性の向上や行政手続オンライン化を進めるほか、くらしのデジタル化を推進します。併せてデジタル技術の利用が困難な方等へは、寄り添った対応により適切なサービス提供を行います。また、デジタル人材の育成のほか、先端技術の活用等を図り、さらなる行政経営の効率化・省力化に努めます。

1	取組番号	7-1-3
2	取組名	まちの魅力発信
3	現状と課題	歴史・文化・自然・市民活動・行政サービス・教育環境等の本市特有の魅力を市民に知ってもらい、さらなるまちへの誇りと愛着が醸成されるような情報発信が求められます。
4	めざすべき姿	本市ならではの資源や様々な魅力を改めて発見・認識することでまちへの誇りと愛着が醸成され、魅力の発信や市内の活動への参加・参画など、積極的にまちと関わる人が増えています。
5	取組むこと	市民・事業者・団体等と連携し、各主体のノウハウや情報媒体の活用等を図るほか、情報を届けたい対象に応じた手段を検討するなど、効果的かつ戦略的な魅力の発信を推進します。
1	取組番号	7-1-4
2	取組名	広報広聴活動の推進
3	現状と課題	市民のまちに関わる意識を醸成するため、広報広聴活動を通じた市民との効果的な双方向のコミュニケーションを推進する必要があります。
4	めざすべき姿	広報誌やホームページをはじめとした各種広報媒体が、市民のニーズや時代の変化に応じて発行、運用されており、市民が市政やまちの情報を得るための環境が整っています。市民からの市への提言や意見が、適切に市政に反映されています。
5	取組むこと	各種広報媒体の特性を踏まえた効果的かつ戦略的な広報活動を推進するとともに、市政に関する情報の公開・提供により、透明性の高い開かれた市政の推進に取り組みます。市の課題や市民ニーズを把握するため、手法を工夫しながら、若者世代や多様な主体とのタウンミーティングを実施し、その声を市政にいかします。

1	取組番号	7-1-5
2	取組名	地域社会の発展に貢献できる職員の育成
3	現状と課題	複雑・多様化する行政課題へ対応するためには、職員が高度かつ専門的な能力を身につけるとともに、多様な主体との協働・共創に向けた意識の改革や、組織力の強化が求められています。
4	めざすべき姿	全ての職員が、常に市民の目線に立ち、地域の実情に即した柔軟できめ細やかな行政サービスが提供できるよう、高い能力を備え、成長する意欲を常に持ち続けられる職場づくりができています。
5	取組むこと	地域課題の解決に必要とされる政策形成能力や政策法務能力、共創の推進に向けた多様な主体との関係構築力等を向上させるため、効果的な研修を実施するとともに、職員の意欲や能力を最大限に引き出すための人事制度の確立を図ります。

※1 行財政マネジメントシステム

行財政マネジメントシステムとは、自治体における行政と財政において、方針及び目標を定め、その目標を達成するために組織を適切に指揮・管理するための仕組のことを言います。

1 施策の概要

1	将来像	7	行財政運営
2	施策	7-2	財政運営
3	SDGsの位置付け	 	
4	施策の必要性	本市では、これまでからビルド&スクラップ※¹の実践等により、将来にわたり市民サービスの充実が図っていけるよう健全な財政状況の維持に努めてきました。今後も少子高齢化の進展による社会保障費の増加や老朽化する公共施設等の保全・更新に係る経費の増大など、様々な課題が想定されるなか、全ての世代の市民が安心して暮らせる行政サービスを持続的に提供していくため、安定した自治体経営の基盤を確立することが必要です。	
5	施策の方向性	本市の持続的発展と将来にわたる市民サービスの充実を図るため、行財政改革の推進や、公共施設の全体最適化、民間活力も導入した市有財産の有効活用、新たな財源の確保、基金の適切な活用や市債発行の抑制に努めることなどにより、健全で安定した財政運営を行います。	
6	施策内の取組	7-2-1	健全な財政運営
		7-2-2	行財政改革の推進
		7-2-3	公共施設等の計画的な保全・更新と資産の有効活用
7	分野別計画等	行財政改革指針	
		公共施設等マネジメント基本方針	
		公共施設保全方針	
		公共施設最適化方針	
		市有財産利活用方針	
8	主な関連法律	地方財政法、財政健全化法、地方税法、国税徴収法、PFI法	

2 各取組の内容

1	取組番号	7-2-1
2	取組名	健全な財政運営
3	現状と課題	様々な社会環境の変化の中、あらゆる行政需要に対応できる柔軟な財政構造を保持した財政運営を行う必要があります。
4	めざすべき姿	いかなる社会・経済情勢にあっても、将来にわたり安定した行政サービスが提供できるよう、持続的発展をめざす取組を実践しています。
5	取組むこと	財政計画を基本に、ビルド&スクラップの実践による施策推進等に取り組むとともに、将来負担を考慮した市債の適切な活用により、持続的発展を可能とする健全な財政運営を行います。また、歳入の根幹となる市税収入等の債権回収の強化を推進するとともに、納税手段を周知するほか、多様な財源の確保に努めます。
1	取組番号	7-2-2
2	取組名	行財政改革の推進
3	現状と課題	人口減少社会を見据え、時代とニーズに適合した市民サービスの充実に努めながら、将来にわたって、効率的で質の高い市民サービスを安定して提供していくための弾力的な行財政基盤の確立が求められています。
4	めざすべき姿	効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。
5	取組むこと	行財政改革指針に沿った計画的な行財政改革に取り組むとともに、事務事業を十分に精査し、徹底的な見直しを図ることで、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。

1	取組番号	7-2-3
2	取組名	公共施設等の計画的な保全・更新と資産の有効活用
3	現状と課題	老朽化による劣化の状況や将来の人口構造の変化等を踏まえ、公共建築物及びインフラ施設の適切な保全や長寿命化、施設機能の全体最適化※2に係る取組について、適宜見直しを図りながら個別施設計画に反映させるなど、総合的かつ計画的に推進する必要があります。また、民間活力等をいかした、市有財産の有効活用を進めることが求められています。
4	めざすべき姿	それぞれの公共施設等に合わせた改修や適正配置等が進み、安全性の確保や市民の利便性の向上、施設の利用促進等が図られています。また、市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載、施設等へのネーミングライツ※3の導入など、市有財産の有効活用が図られています。
5	取組むこと	公共施設等に係る各種方針・計画に基づき、計画的な保全による長寿命化に努めるとともに、長期的な視点から各施設のあり方を検討し、施設機能の全体最適化や管理運営の適正化を推進します。また、公共施設等の整備・運営等における官民連携を推進するほか、市有財産の利活用を総合的な観点から検討し、民間ノウハウも活用するなど、その有効活用を推進します。

※1 ビルド&スクラップ

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存の事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取組を言います。

※2 保全、長寿命化、全体最適化

公共施設等の性能や機能を良好な状態に保つことを「保全」と言い、適切な保全により公共施設等を長持ちさせることを「長寿命化」と言います。また、既存施設の一層の有効活用に向け、地域や市域全体で施設機能の最適化を図ることを「全体最適化」と言います。

※3 ネーミングライツ

施設等に愛称を付与する権利のことを言います。ネーミングライツを与え、その対価を得ることで、市の新たな財源の確保や市民サービスの向上等に取り組んでいます。

財政計画

○ 財政計画 <将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展のために>

本財政計画では、いかなる社会環境の中でも、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展を図るため、中長期的な視点での収支見通しを踏まえ、健全な財政運営を実践するための方向性を示しています。

国家財政及び地方財政の状況は、近年、歳入面では、税収は増収傾向である一方で、歳出面では、少子高齢化等に伴う社会保障関係費が年々増加しています。

さらに、公共施設等の老朽化対策等にも多額の財源を要することから、今後も厳しい財政環境が続くものと予測されます。

このような状況でも、本財政計画における取組を実践することにより、財政面から基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図ります。

(1) 茨木市の財政の現状 ~財政計画に基づく取組の実践により、良好な財政状況を維持~

①本市の財政規模

本市の財政規模については、令和元年度までの約10年間は概ね800～900億円台で推移していましたが、近年は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の対策の実施に伴い、概ね1,000億円台で推移しています。

また、形式収支(歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額)から、翌年度に繰り越す必要がある財源を除いた実質収支については、いずれの年度においても黒字決算となっています。(図表1)

<コラム> 地方自治体の黒字(実質収支)

地方自治体は、営利企業と違い、黒字が大きければ良いというものではありません。税金をはじめ、その年度の財源を効果的かつ効率的に配分して、市民サービスの向上に努めており、また、将来の負担を考慮して市債(借金)の抑制に努める財政運営を行っています。なお、黒字となる収支額のうち半分は、法律等に基づき、将来への備えとして、基金(貯金)への積立を行っています。

②決算額の推移

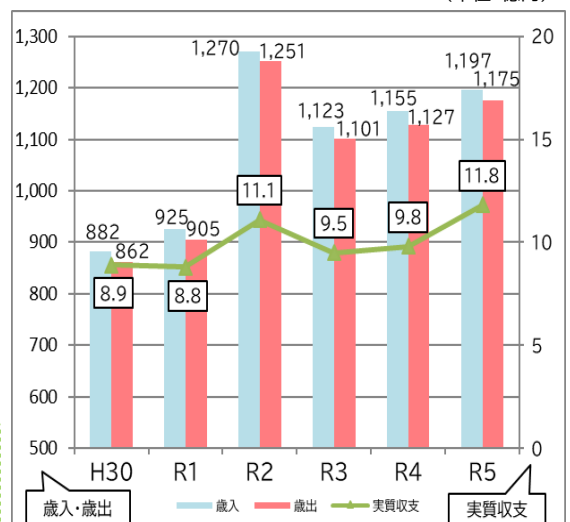
a) 主な歳入の状況

歳入の基本となる市税収入については、近年、新築家屋数や人口の増加等により増収傾向で推移しています。

財政運営の基本となる税等一般財源※1は、市税収入や税制改正等に伴う地方消費税交付金の増加等により、近年は概ね620億円程度となっています。(図表2)

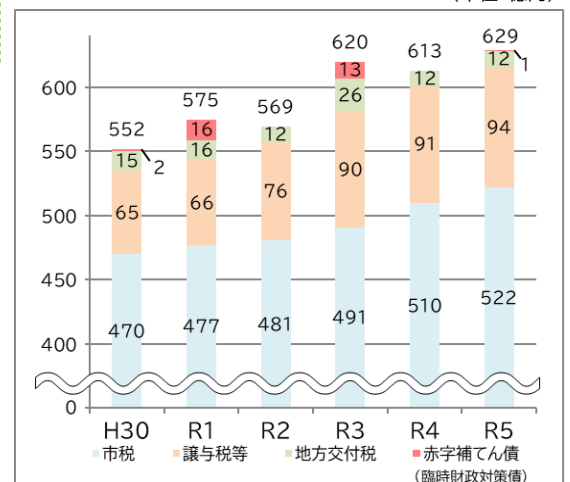
◆本市の財政規模と実質収支の推移(図表1)

(単位:億円)



◆税等一般財源の推移(図表2)

(単位:億円)



※1: 税等一般財源

使い道が定められていない自由に使えるお金のことで、市税収入がその中心です。税等一般財源には、市税のほか、地方譲与税・交付金(国・府税が間接的に交付)、地方交付税、臨時財政対策債等(財源不足を補うための借金)が含まれます。

なお、一般財源の不足を賄う臨時財政対策債^{※2}については、後年度の財政負担を考慮し、発行額を可能な限り抑制することで、借金に依存しない財政運営に努めています。

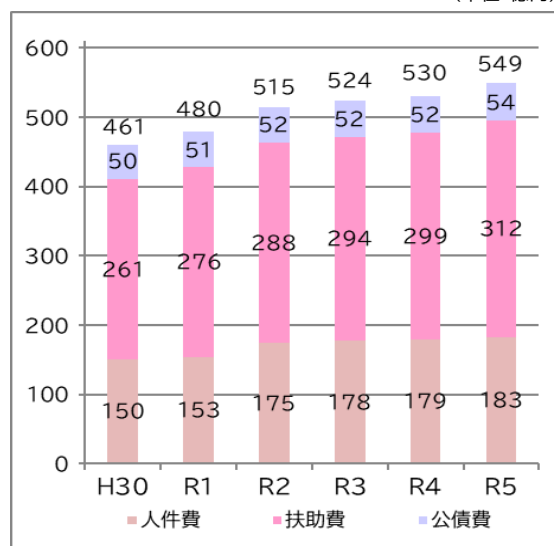
b) 主な歳出の状況

義務的経費^{※3}においては近年、子育て支援策の推進や高齢化等に伴う福祉サービスの増加等により扶助費が継続して増加しているほか、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始等に伴い人件費が増加しています。

なお、義務的経費の増加は財政の硬直化を引き起こす要因となりますので、本市はこれまで職員数等の適正化や適切な市債発行により、人件費及び公債費の抑制に努めています。(図表3)

■義務的経費の推移(図表3)

(単位:億円)



c) 主な財政指標等の状況

財政の余裕度を示す経常収支比率は、経常的な支出となる経常経費充当一般財源^{※4}(分子)が経常的な収入となる市税等の経常一般財源^{※5}(分母)に占める割合で、比率が低いほど財政の弾力性がある健全な状態とされています。

(例)

経常的な収入 500 億円、経常的な支出 450 億円の場合

経常収支比率 = 450 億円 ÷ 500 億円 = 90%

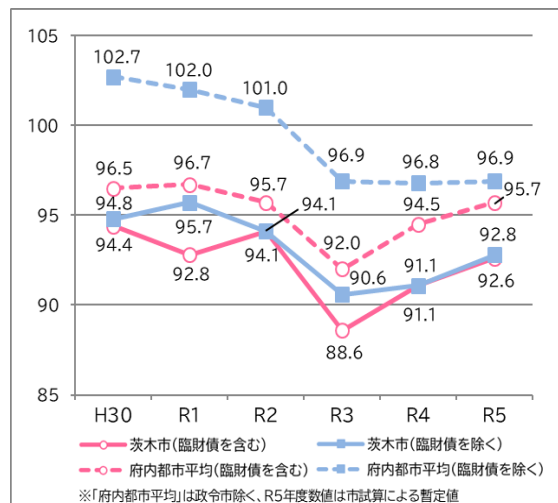
→ 残り 10% で様々な(臨時的な)需要に対応可能

※100% を超えると、いわゆる給料で日々の食費等が賄えない

状況となり、経常的なサービスの維持が難しくなるほか、その時々市民ニーズへの対応も困難となる。

本市では、社会福祉経費の増加(分子の増加)や、将来の負担を考慮した臨時財政対策債の抑制(分母の減少)により、比率は上昇傾向にありますが、府内では比較的低い(良好な)状況を維持しています。(図表4)

■主な財政指標等の状況(図表4)



※2: 臨時財政対策債

国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するために創設された制度で、地方公共団体は不足する一般財源について、借金することができるものです。その返済額については、地方交付税の算定に算入される仕組みとなっていますが、多額の借入を行うと、公債費(借金の返済費)が増加し、将来の財政負担につながります。

※3: 義務的経費

毎年経常的に支出され、任意に削減できない経費です。人件費、扶助費(福祉サービス経費)、公債費(借金の返済費)がこれにあたります。

※4: 経常経費充当一般財源

義務的経費や施設の維持管理経費など毎年経常的に支出しなければならない経費に充当する一般財源

※5: 経常一般財源

市税等の毎年経常的に収入されるもののうち、その用途が限定されない財源

その要因としては、潤沢に財源があるからではありません。近年、市税収入は増加傾向にあるものの、家計の給料にあたる税等一般財源は、大阪府内や北摂の各市と比較してまだまだ少ない状況にあり、その限られた財源の中でも、事業の見直し等の弛まぬ行財政改革に努めてきたことにより、良好な状況を維持してきました。(図表5)

また、市債(借金)残高についても、市民会館跡地エリアの整備等により建設債は増加傾向にありますが、将来の財政負担を考慮し、臨時財政対策債については発行抑制に努めています。(図表6)

これまで本市では、福祉施策の推進をはじめ、子育て支援や教育の充実、都市基盤の整備等の市民サービスを着実に実施し、「今」と「将来」に対応する施策を推進してきました。

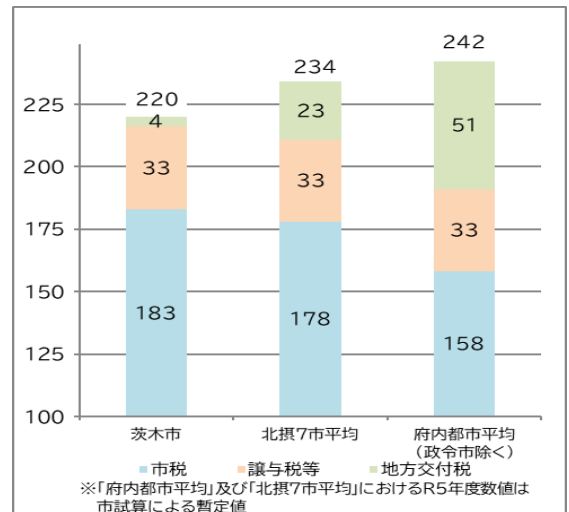
今後も、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展に向け、中長期的な視点による財政運営に努める必要があります。

<コラム> 市の借金(市債)

市債とは、学校・公民館等の公共施設や道路などの整備を行うときの財源として借りる借金です。役割として、財政負担の平準化や税負担の公平性を図ることができますが、返済額が一定規模以上となりますと、将来の財政負担にもつながることから、適切な市債活用に努めることにより、財政の健全性の確保に取り組んでいます。

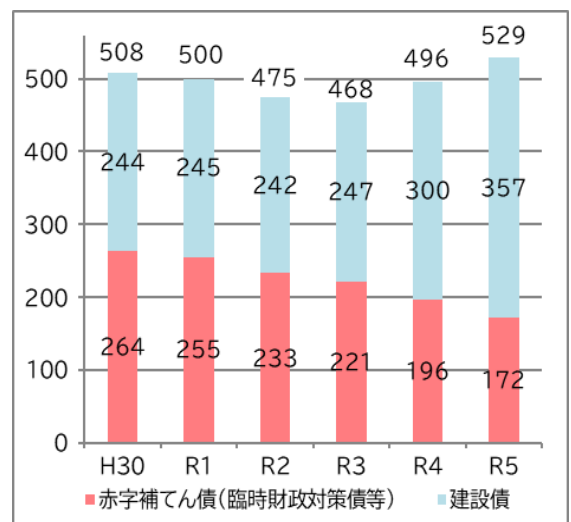
■税等一般財源比較(市民1人あたり)(図表5)

(単位:千円)



■市債残高の推移(図表6)

(単位:億円)



(2)財政見通し ～将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展のための中長期財政見通し～

①経常収支

経常収支とは、市税・譲与税等の一般財源や経常的な国庫補助金等を基本にした「歳入」から、人件費・扶助費・公債費の義務的経費をはじめ、公共施設の維持管理費や事務に必要な消耗品費等の物件費など、経常事業に係る「歳出」を差し引いたものをいいます。

歳出では、高齢化の進展や子育て支援の充実等による社会福祉経費の増加等を見込む一方で、歳入においては、今後も一定の税等一般財源の確保を見込むことから、今後 10 年間の経常収支は、26～40 億円で推移する見込みです。(P.105 図表7)

■推計方法等(現行制度による人口推計を基本とした一般会計の見通し)

【主な歳入の項目】	【主な歳出の項目】
●市 税 ○個人市民税 ・生産年齢人口や景気動向を加味して推計 ○法人市民税 ・景気動向を加味して推計 ○固定資産税及び都市計画税 ・過去の実績や評価替え(令和9年度、以降3年に1度)を加味して推計 - 評価替えの年は減収を見込む ●譲与税、交付金 ・直近の予算額の状況を踏まえ推計 ●地方交付税・市債(臨時財政対策債) ・直近の状況等を踏まえ、一定の税等一般財源が確保されると見込み、市税収入の動向に合わせ、普通交付税や市債(臨時財政対策債)を推計 ●その他 ・主なものは国庫・府支出金であり、過去の実績を加味して推計 ・その他の諸収入等は、直近の予算額の状況を踏まえ推計	●人件費 ・職員数等については、過去の実績等をもとに推計(現状の職員数の維持を基本に見込む) ●社会福祉経費(※) ・人口推計等を加味して推計 - 年少人口の減少に伴い、児童手当等は減少することを見込む一方で、高齢者人口の増加に伴い、介護保険事業特別会計への繰出金、後期高齢者療養給付費負担金等の増加を見込む (※)社会福祉経費:福祉・子育て支援サービス等の扶助費や特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)への繰出金、後期高齢者療養給付費負担金 ●公債費 ・過去に発行した市債(借金)の償還及び令和6年度以降に発行する臨時財政対策債(市債)の償還を見込む ●その他 ・主なものは物件費・補助費等であり、直近の予算額の状況と、人口の伸び率等も勘案して推計

②政策事業

a)政策事業

政策事業とは、「今」必要なサービスの充実や「将来」の魅力あるまちづくりへと繋げる新規・拡充事業であり、いかなる財政環境にあっても、継続して取り組む必要があるものです。

「ソフト事業」「ハード事業」とも、これまでの政策事業枠や実績等をもとに一定の事業費を見込みました。

「基金」については、今後予定される整備に向けて計画的に、衛生処理施設整備等基金・駅周辺再整備基金の積立てを見込んでいます。

「主要プロジェクト」は、主に継続費や債務負担行為を設定し進めている事業です。主要プロジェクトの実施にあたって、市債や基金の適切な活用により進めていきます。(P.105 図表8)

b) 公共施設等の老朽化対策

昭和40年代から50年代に建設された公共施設は老朽化が進み、道路・橋梁等のインフラも含めた改修費が今後一時期に集中し大きな財政負担となり、財政運営を圧迫する要因となることが予想されます。

公共施設等の老朽化対策については、公共施設等マネジメント基本方針を踏まえ、適切な対応に努めることで、財政負担を低減するとともに、一定の時期に集中する改修費用については、中長期的な見通しのもと、財政負担の平準化を図っていきます。(P.105 図表9)

<コラム>

公共施設等のマネジメント

「安全で快適な市民生活の確保とまちの持続的発展の実現」を目指し、公共施設等マネジメントに係る基本方針を平成29年3月に策定し、運用しています。(令和4年3月一部改定)

「施設の有効活用と全体最適化」、「計画的な保全による長寿命化の推進」、「トータルコストの縮減と財源確保の推進」等の基本方針に基づき、公共施設等の老朽化問題を、まちづくりの方向性を踏まえた視点もあわせ検討していきます。

c) 政策事業の経常化

政策事業として実施する新規・拡充のソフト事業にかかる経費と主要プロジェクト等のハード事業の財源として発行する市債の償還費(公債費)が、翌年度以降に経常化していくものと見込みます。

(P.105 図表10)

③最終収支

a) 収支不足の発生

経常収支(A)から、政策事業や公共施設等の老朽化対策にかかる一般財源(B)・(C)と政策事業により経常化する経費(D)を差引き、最終収支を見込みます。

なお、政策事業の実施により経常化する経費が増大する見込みであることから、それに対応する見直しを段階的に取組む一方で、臨時的な対応として令和10年度まで財政調整基金の取り崩し(E)を見込みます。(P.105 図表11)

そのうえでも最終収支(F)は、令和7年度から収支不足に陥り、赤字が累積していく見込みとなります。

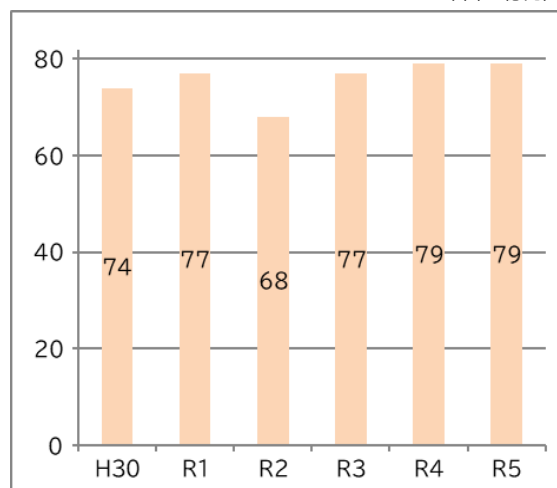
すなわち、市民サービスの充実を図る政策事業の財源を、経常収支の黒字の範囲内で賄うことができない状況が見込まれます。(P.105 図表12)

災害等の緊急時や厳しい財政状況への対応としては、「基金(貯金)を崩す」ことも手段の一つとしてあり、本市においても、大阪北部地震の際には、平成30年度から令和元年度にかけて14億円取り崩しました。また、近年では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対策として、令和2年度から令和5年度までで25億円取り崩し、市民生活等への支援を行いました。(図表13)

ただし、恒常的な財源不足への対応に、財政調整基金の取崩を継続的に行ってしまうと、基金はたちまち底をつくこととなり、本来の災害等の緊急時への備えが失われてしまうことから、その活用については留意する必要があります。

■財政調整基金の残高(図表13)

(単位:億円)



※積立・取崩後の年度末残高

<コラム>

いざというときの備えとなる財政調整基金

財政調整基金は、明確な目的を持って積み立てている他の基金(特定目的基金)と違い、災害などの不測の事態や年度間の財源調整のため、法・条例に基づき設置しています。

なお、毎年度、決算剰余金の半分を積立てており、緊急時に備えておくべき残高として、標準財政規模※や税等一般財源の20%の100億円程度を目安としています。

※標準財政規模:地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の規模

b)対応すべき課題

収支不足の主な要因として、翌年度以降に政策事業として実施するソフト事業経費の累積とハード事業の公債費が、財政の硬直化を引き起こしています。

まちの持続的発展に向け、様々な行政需要に対応する事業を実施するためには健全な財政運営が不可欠であり、収支不足を解消するための取組を実践していく必要があります。

◆財政収支見通し【取組前】◆

①経常収支(図表7)

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
A	①歳入	977	982	983	992	989	990	985	988	989	988
	(1) 市税	525	528	526	527	528	525	526	527	524	524
	(2) 譲与税・交付金	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	(3) 地方交付税	7	5	5	5	5	5	6	6	7	8
	(4) 市債(臨時財政対策債)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(5) その他	354	358	361	369	365	369	362	364	367	365
	②歳出	951	956	957	960	957	956	950	951	950	948
	(1) 人件費	187	191	187	195	188	196	188	194	195	195
	(2) 社会福祉経費 ※	449	452	455	454	457	456	459	458	458	458
	(3) 公債費	48	45	45	44	42	36	32	28	25	23
	(4) その他	267	268	270	267	270	268	271	271	272	272
A 収支(①-②)		26	26	26	32	32	34	35	37	39	40

※ 扶助費+繰出金(国保・後期・介護)+後期高齢者療養給付費負担金

②政策事業

i 政策事業(図表8) ※

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
B	事業費	44	43	44	41	37	37	57	57	36	36
	市債	19	18	18	16	14	14	24	24	13	13
	B 一般財源	17	16	16	17	16	16	15	15	16	16

B ソフト事業、ハード事業、基金積立、主要プロジェクト事業に関する事業費を見込む

ii 公共施設等の老朽化対策(図表9) ※

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
C	⑦事業費	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	市債	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	C 一般財源	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

iii 政策事業の経常化(図表10)

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
D	D ₁ ソフト事業の新規・拡充経費等	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
	D ₂ 公債費	0	1	1	6	8	10	12	14	15	16
D 政策事業の経常化分 合計		6	9	11	18	22	26	30	34	37	40

D₁ 市民サービスの充実を図るために実施するソフト事業費が経常化し累積していくことを見込む(R7:6億、R8~:毎年2億ずつ)

D₂ ハード事業や公共施設等の老朽化対策の財源として発行する市債の償還費が、翌年度以降に累積していくことを見込む

iv 臨時的な措置(図表11)

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
E	E 財政調整基金の取崩し	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
	E 一般財源	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0

E 段階的な見直しの取組み(後述する取組I)にあわせ、臨時的に財政調整基金の取崩しを見込む

v 最終収支(図表12)

(単位:億円)

中長期財政見通し		2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
F 総収支 A-B-C-D+E		▲4	▲7	▲10	▲13	▲17	▲19	▲21	▲23	▲25	▲27

何も手立てを講じなければ収支不足となり、赤字が累積していく...

※②政策事業の「i 政策事業」及び「ii 公共施設等の老朽化対策」については、財源の一部のみを表記しており、その他の財源としては、国・府の補助金等があります。

(3) 将来を見据えた取組 ～まちづくりを支える「財政の健全性」の確保～

① 財政運営の基本原則

柔軟な財政構造の保持と将来(世代)負担の抑制に向けた不断の取組により、まちづくりを支える「財政の健全性」の確保に努めます。

a) 柔軟な財政構造の保持

経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぐため、新たに実施する新規・拡充事業(ビルド)の財源は、既存の事業や制度の見直し(スクラップ)により創出する取組である、「ビルド&スクラップ」の実践により、社会情勢の変化にも対応できる柔軟な財政構造を保持します。

「ビルド&スクラップ」の実践にあたっては、行財政改革指針に沿った取組やDXの推進による業務の効率化等に努めます。

<コラム>

予算編成の合言葉

「ビルド&スクラップ」

一般的な「スクラップ&ビルド」ではなく、「ビルド&スクラップ」として掲げているのは、“事業を実施・推進するために、何かを見直す”というポジティブなスローガンとしているためです。

本市では、「ビルド&スクラップ」を合言葉に掲げ、毎年度、予算編成に取り組んでいます。

b) 将来(世代)負担の抑制

市債の活用は事業の円滑な実施に有効な手段ではありますが、借り過ぎると残高が増加し、後年度の公債費負担を増加させる要因となります。将来(世代)へ負担を先送りし過ぎることのないよう、適切な市債の活用に努めます。

② 具体的な取組

前述の基本原則に沿った具体的な取組として、それぞれ目標を設定し、収支の改善と財政の健全化を図ります。

a) 取組Ⅰ：ビルド&スクラップの実践による経常事業の見直し

【目標】 柔軟な財政構造を保持するため、経費硬直率を概ね 90%以内に抑制します。

$$\text{経費硬直率} = (\text{経常事業の歳出に充当される一般財源}(\ast 1) / \text{税等一般財源}(\ast 2)) \times 100$$

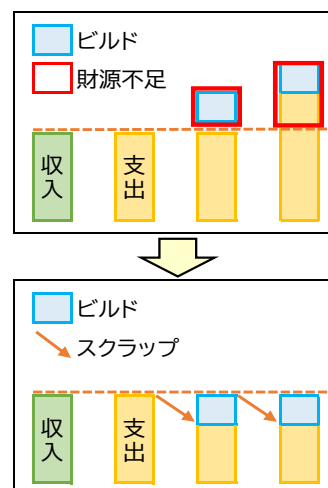
※1 税等一般財源－経常収支[経常事業の歳入－経常事業の歳出(公債費除く)]

※2 市税＋譲与税・交付金＋市債(臨時財政対策債)

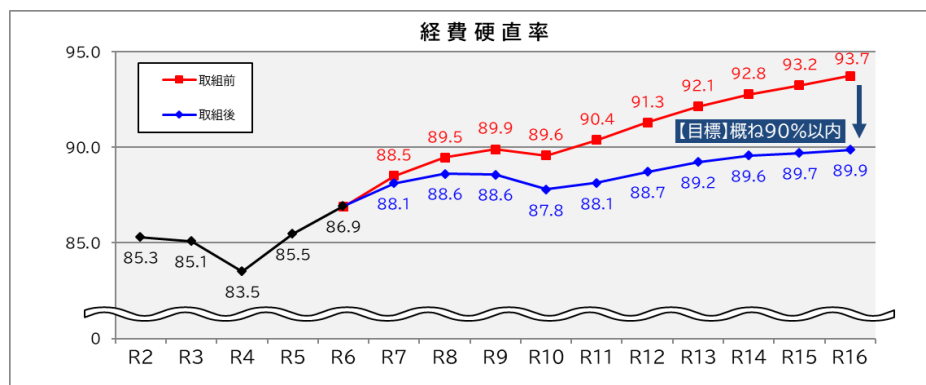
経費硬直率とは、公債費以外の経常的な支出が税等一般財源に対してどのくらいの割合となっているかを表すもので、いわゆる家庭において、ローンの返済費を除いた生活費が給料の中でどのくらいの割合となっているかを示しています。数値が高いほど財政構造が硬直化し、余裕がない状況を表しています。

政策事業として実施する新規・拡充のソフト事業に係る経費が、翌年度以降に経常化し、累積していくことが硬直化の要因となることから、経費硬直率を概ね 90%以内にすることを目標に、ビルド&スクラップの実践により経常経費の見直しや歳入の確保等を行うことにより、柔軟な財政構造を保持します。

(P.107 図表 14)



(図表 14)



※R6年度までは実績値、R7年度以降は予測値

b) 取組Ⅱ：ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制

【目標】 将来(世代)への負担を抑制するため、市債償還指数を概ね7.5以内とし、かつ公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下に抑制します。

$$\text{市債償還指数} = \text{市債の残高} / \text{経常収支}(\%)$$

※経常事業の歳入－経常事業の歳出(公債費除く)

市債償還指数とは、今ある市債の残高を、税等一般財源を基本とした経常的な収入から、行政サービスの基本となる福祉・教育等(公債費を除く。)の経常的な支出を差し引いた額で除したもので、いわゆる家庭において、給料のうち生活費以外のお金をすべて借金に充てた場合、どの程度で返済できるのかを示しています。

算出された数値が大きくなるほど、市債の残高が多く後年度の負担となる公債費が増えることから、概ね 7.5 以内に抑制することを目標とします。また併せて、公債費を税等一般財源の 10% 台を超えない概ね 60 億円以下にすることを目標に、ハード事業の適切な選択と、それに伴う市債発行の抑制により、将来の公債費負担を軽減し、今後の財政需要に対応できる財政構造を維持します。(図表 15)

<コラム>

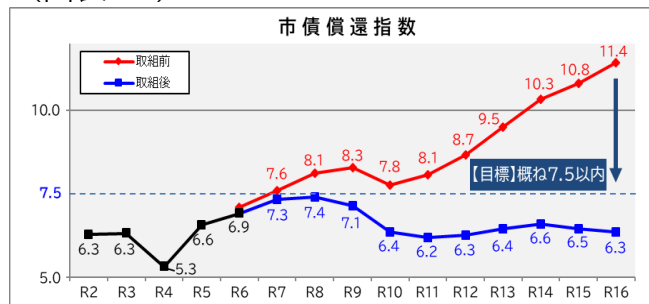
ハード事業の適切な選択の必要性

道路や公園整備など、完成した施設等は長い期間使用することから、世代間の負担の平準化を図るにあたり、市債(借金)は有効な手段となります。

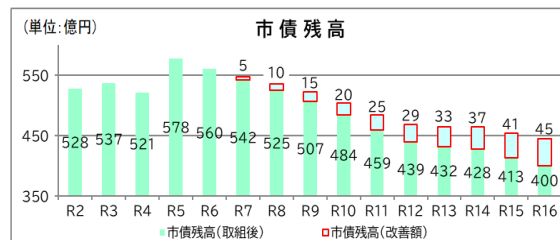
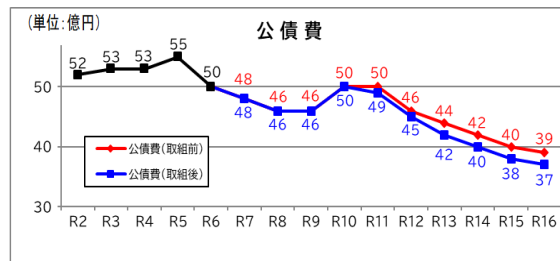
しかし、借金は1度借りると毎年の返済が発生し、任意に削減できない経費となるため、必要以上に増大し過ぎると、返済費用におわれ市民ニーズへの柔軟な対応が困難となります。

そのため、将来(世代)への負担を先送りせず抑制するためには、ハード事業の実施にあたっては、事業内容を適切に選択し精査することが、重要となります。

(図表 15)



※R6年度までは実績値、R7年度以降は予測値



③取組後の財政収支見通し

令和7年度以降に累積する収支不足は、財政構造の柔軟性の保持と将来への負担抑制を図るための取組により解消します。(図表 16)

■財政収支見通し(取組後)(図表 16)

(単位:億円)

中長期財政見通し	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)	2032年度 (R14)	2033年度 (R15)	2034年度 (R16)
F 総収支 (A-B-C-D+E)	▲ 4	▲ 7	▲ 10	▲ 13	▲ 17	▲ 19	▲ 21	▲ 23	▲ 25	▲ 27

取組の実践

取組Ⅰ：ビルド＆スクラップの実践による経常事業の見直し (P.106参照)

G ₁ 経常経費の見直し(累積額) 2025(R7)、2030(R12)～2034(R16) ▲2億円 2026(R8)～2029(R11) ▲3億円	▲ 2	▲ 5	▲ 8	▲ 11	▲ 14	▲ 16	▲ 18	▲ 20	▲ 22	▲ 24
--	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------

取組Ⅱ：ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制 (P.107参照)

G ₂ ハード事業の適切な選択 事業費 市負担 2025(R7)～ ▲8億円 ▲2億円	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2
G ₃ 起債抑制に伴う公債費の減 2029(R11)～ ▲1～2億円 (参考:起債抑制額) 2025(R7)以降各年度 ▲5億円	0	0	0	0	▲ 1	▲ 1	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2
G 取組効果 合計	▲ 4	▲ 7	▲ 10	▲ 13	▲ 17	▲ 19	▲ 22	▲ 24	▲ 26	▲ 28

※削減・抑制額を▲で示す

取組の結果

H 取組後収支 (F-G)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「健全財政の確保」に向けた取組みのさらなる実践により収支不足を解消し、黒字を確保
⇒ 生み出した財源を活用して行政課題・行政ニーズの対応等を図る

まとめ

「厳しい財政状況」という想定は、これまで健全な財政運営に努めてきた本市でさえも、一定の条件における推計においては、決して非現実的な状況ではありません。

現状の推計においては、社会福祉経費等が継続して増加する社会環境の中、近年の主要プロジェクトの実施に伴う経費や公債費の増加等により、何も手立てを講じない場合、収支不足が生じる厳しい状況となると予測しています。

ただし、こうした状況にあっても、行政の使命は、将来にわたる市民サービスの充実であるため、健全財政を確保する取組により、総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けて、諸施策を推進してまいります。

なお、総合計画に位置付ける様々な「事業の実施＝ビルド」を進める一方で、様々な「事業の見直し＝スクラップ」が必要となります。まちの持続的発展には「財政の健全性」の支えがなければ、様々な施策推進が実現不可能となるためです。

<コラム>

財政も健康と同じで日頃の管理が重要

財政状況は健康状態と似ています。

健康維持も、健診の受診による体調のチェックや普段からのケアを怠ると、いつの間にか悪い状態になってしまいます。財政も健康も一旦悪化すると、回復が大変となります。

そのためにも、悪くなる前から日頃の管理が重要となります。

持続的発展のまちづくりを支えるビルド&スクラップの実践にあたっては、ビルド事業がもたらす効果と事業を見直すスクラップの意義などをしっかりと捉え、市民の皆さまと共有しながら、両面から丁寧に進めてまいります。

社会情勢の変化等により今後も厳しい状況が続くことが予測されますが、誰もが「安全・安心」「豊かさ・幸せ」を実感できる“次なる茨木”の実現に向けて、持続的発展のまちづくりを支える本財政計画を基本とする財政運営を引き続き行ってまいります。

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

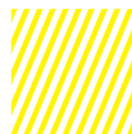
- 1.心をあわせて あすの力をそだてましょう
- 1.仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
- 1.環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
- 1.きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
- 1.教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和 41 年(1966 年)11 月 3 日制定



令和7年3月

茨木市企画財政部政策企画課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL. 072-622-8121(代表)
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>



次なる
茨木へ。



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。